

(2) 主な原子力委員会決定・委員長談話

R I ・ 研究所等廃棄物処分への取り組みについて

平成10年6月9日
原子力委員会決定

- 1 . 当委員会は、原子力バックエンド対策専門部会（以下「専門部会」）から、R I ・ 研究所等廃棄物処理処分に関する基本的考え方についての調査審議の結果について報告を受けた。
専門部会は、各界各層の有識者で構成され、技術的・制度的事項に関して幅広い審議を2年半余りにわたり行い、報告書の取りまとめに当たっては、報告書案に対して国民からの意見募集を行った。当委員会としては、こうした検討経過を踏まえ、専門部会報告書がR I ・ 研究所等廃棄物処理処分の基本的な考え方について、国民各界各層の意見が適切に集約・反映されたものであると考える。
- 2 . 我が国では40年以上にわたり、大学及び研究機関における研究や医療機関における治療・診断など様々な分野において、R I や核燃料物質等が利用されてきた。専門部会報告書では、これらの利用に伴い発生したR I ・ 研究所等廃棄物について、廃棄物に含まれる放射性物質の濃度等を踏まえた安全かつ合理的な処理処分方策、安全確保のための関係法令及び安全基準等の整備の進め方、関係機関における責任及び役割分担の考え方、処分実施体制の在り方、研究開発の進め方、クリアランスレベルの導入など、廃棄物処理処分を行う上で必要と考えられる事項についての基本的考え方が取りまとめられており、当委員会としてはこれらの専門部会報告書の結論は妥当と判断する。
- 3 . 今後は、専門部会の報告書を尊重し、R I ・ 研究所等廃棄物の安全かつ合理的な処理処分を確実に実施するために、国において、安全基準等の策定に関する調査審議が進められ、関係法令の整備等所要の措置が講じられるとともに、2000年頃の処分事業主体設立に向けて、社団法人日本アイソトープ協会、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団により平成9年10月に設置されたR I ・ 研究所等廃棄物事業推進準備会において、処分に係る実施体制や資金確保方策等についての具体的検討が進められることを期待する。
- 4 . 当委員会としては、こうした各般の施策が総合的に進められることが重要であると考えており、関係機関より適宜状況を聴取することにより状況を的確に把握しつつ、実施体制の早期確立等、処分事業の着実な実施を推進する。

核燃料サイクル開発機構の中長期事業計画について

平成11年4月16日

原子力委員会

当委員会は、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）の使命及び研究開発の目標を中心に業務の在り方について検討し、昨年8月、当委員会としての考え方を示すとともに、昨年9月、内閣総理大臣が決定したサイクル機構の業務に関する基本方針についてもあらかじめその議決を行いました。今般、サイクル機構より同基本方針に基づき策定した最初の中長期事業計画について報告を受け、本件についての当委員会としての見解を以下のとおり取りまとめました。

1. 今回の中長期事業計画は、サイクル機構として、旧動力炉・核燃料開発事業団における経営不在の反省に立ち、理事長の裁量と責任の下で関係各界との積極的な意見交換を経て策定したことを評価します。また、その内容についても、当委員会が示した考え方及び上記基本方針に沿ったものであり妥当であります。
2. 中長期事業計画では業務運営の基本として、「安全確保の徹底」、「情報公開等による業務の透明性の確保」、「適正かつ効率的な業務運営」及び「地域社会・国民並びに国際社会の理解と信頼を得ること」が掲げられていますが、このような業務運営を実現するためには、経営者と職員その他作業員が心を合わせ、最善の努力を払うことが必要です。
3. サイクル機構の柱となる業務の進め方についての考え方は次のとおりです。

高速増殖炉とこれに関連する核燃料サイクルについては、将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として、実用化の可能性を追求するために研究開発を進めることとしています。そのためには、特に、重要な研究開発の場である「もんじゅ」について、地元の理解と協力を得つつ、早期の運転再開に向けて安全性の確認のための諸手続を進めるなど段階を踏んで所要の対応策を講じていくことが必要です。

高レベル放射性廃棄物処分技術については、当面第二次取りまとめの完成に全力を挙げ、その信頼性等を明らかにするとともに、今後、地元の理解と協力を得つつ深地層の研究施設を建設し、得られた研究成果を将来の処分事業に反映することが必要不可欠です。

軽水炉再処理技術については、使用済高燃焼度燃料等の再処理技術を確立し、円滑に民間に技術を移転することが求められており、地元の理解と協力を得つつ早期に東海再処理施設の運転を再開し、研究開発成果を取りまとめることが重要です。
4. サイクル機構が行う研究開発は、我が国の核燃料サイクル政策を進める上で必要不可欠のものであり、国民の負託に応えられるよう、安全確保を大前提に中長期事業計画に沿って意欲的かつ柔軟な事業展開を行うことを期待します。当委員会としてもサイクル機構の業務の適切かつ円滑な遂行に向けて、その活動等について適時的確に評価し、今後の原子力政策に反映させていきます。

原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定について

平成11年5月18日
原子力委員会決定

1．新たな長期計画策定の趣旨

現行の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)の策定以来約5年が経過し、この間に、原子力をめぐる国内外の情勢は大きく変化してきている。このため、これまで8回にわたって策定されてきた長期計画が我が国の原子力研究開発利用において果たしてきた役割を踏まえ、21世紀社会に向けた新たな長期計画について検討を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、21世紀を見通して我が国がとるべき原子力研究開発利用の基本方針及び推進方策を明らかにするため、新たな長期計画の策定を行うこととする。

2．検討事項

- (1) 21世紀社会に向けた長期計画の在り方
- (2) 原子力と国民・社会
- (3) エネルギーの安定供給を支える軽水炉発電体系
- (4) 高速増殖炉及び関連する核燃料サイクル技術の研究開発
- (5) 未来を開く先端的研究開発
- (6) 国民生活に貢献する放射線利用
- (7) 新しい視点に立った国際的展開
- (8) その他

3．検討の進め方

(1) 長期計画策定会議の設置

新たな長期計画の策定に資する為、原子力委員会に長期計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。策定会議の審議事項等は次のとおりとする。

審議事項

長期計画の策定に必要な事項の調査審議を行い、新たな長期計画案を作成し、原子力委員会に報告する。

構成

- (イ) 策定会議の構成員は別紙のとおりとする。
- (ロ) 調査審議を円滑に行うため、必要に応じ、策定会議に分科会等を設けることができるものとする。
分科会等の構成員は策定会議の座長が定める。
- (ハ) 原子力委員は、策定会議及び分科会等の調査審議に参加する。

審議の進め方

- (イ) 策定会議及び分科会等の議事は、原則として公開とする。ただし、策定会議又は分科会等が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りでない。
 - (ロ) 長期計画案を取りまとめるに当たり、その内容について、幅広く国民の意見を聴取するための措置を講ずるものとする。
 - (ハ) 長期計画案について国際的な理解と協力が得られるよう、努力を払うものとする。
 - (ニ) 策定会議及び分科会等は、相互に十分な連携を図るものとする。
- (2) 既設の専門部会等においては、新たな長期計画の取りまとめが円滑に行われるよう運営に配慮する。

長期計画策定会議構成員

(別紙)

秋元 勇巳	三菱マテリアル(株)社長
秋山 守	(財)エネルギー総合工学研究所理事長
石川 好	(株)社会基盤研究所会長
石橋 忠雄	弁護士
稲盛 和夫	京セラ(株)名誉会長
太田 宏次	中部電力(株)社長
長見 萬里野	(財)日本消費者協会理事
桂 直樹	農業生物資源研究所長
金井 務	(社)日本電機工業会会長
河瀬 一治	敦賀市長
神田 啓治	京都大学原子炉実験所教授
草間 朋子	大分県立看護科学大学学長
熊谷 信昭	大阪大学名誉教授
黒澤 満	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
近藤 駿介	東京大学工学部教授
佐和 隆光	京都大学経済研究所教授
下山 俊次	日本原子力発電(株)最高顧問
鈴木 篤之	東京大学工学部教授
鷲見 禎彦	関西電力(株)副社長
澄田 信義	島根県知事
住田 裕子	弁護士
竹内 哲夫	日本原燃(株)社長
千野 境子	産経新聞論説委員
妻木 紀雄	全国電力関連産業労働組合総連合事務局長
都甲 泰正	核燃料サイクル開発機構理事長
鳥井 弘之	日本経済新聞社論説委員
長瀧 重信	(財)放射線影響研究所理事長
那須 翔	東京電力(株)会長
西澤 潤一	岩手県立大学長
橋田 壽賀子	脚本家
松浦 祥次郎	日本原子力研究所理事長
森島 昭夫	上智大学法学部教授
吉岡 斉	九州大学教授

(五十音順)

(参考：補足説明)

原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定に当たっての基本的考え方について

現行の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の策定以降、原子力をめぐる情勢は大きな変化を遂げている。旧動燃における一連の事故等による国民の不安感・不信感が高まる一方で、地球温暖化防止京都会議（C O P 3）における合意を受けた地球温暖化対策としての原子力の果たす役割が再認識されるとともに、原子力発電所の新增設や核燃料サイクル分野において、着実な進展が見られている。また、医療をはじめとする国民生活に身近な分野における放射線利用の広がりと、未来を拓く先端的な研究開発の展開に大きな期待が寄せられている。国外に目を転ずると、冷戦構造の崩壊に伴う核不拡散をめぐる国際情勢の変化や近年の国際的な経済社会情勢の変化に対応して、新しい視点に立った国際的展開が求められている。

このような情勢を踏まえ、原子力委員会は、去る4月23日に「原子力研究開発利用長期計画の予備的検討に関する調査」の報告を受けたが、その内容をも参考にして、以下のとおり、長期計画の策定に当たっての基本的考え方をとりまとめた。これらの考え方が長期計画策定会議において十分に考慮されることを期待する。

1. 21世紀の原子力研究開発利用に求められる理念について

21世紀の原子力研究開発利用について検討を行うに当たって、以下のような視点から理念を明らかにすることが求められている。

(1) 文明の中の原子力

人類は、その発展の歴史において、自然からもたらされる恵みを最大限に活用し、人類の英知をもって経済社会活動の発展と地理的な制約の克服を可能とすることにより、今日の高度な文明を築き上げてきた。火の利用から始まり、18世紀の産業革命以降の化石燃料資源の利用を経て、物質に内在するエネルギーの開放・利用を目指す「量子の世界」への挑戦を通じて、新たな文明の段階に移行しようとしている。世界人口の飛躍的な増加に直面し、食料・環境・エネルギー問題の解決が人類の生存をも左右すると懸念される状況において、新たなシナリオと政策体系の構築が求められている。

(2) エネルギーとしての原子力

人類が将来にわたって経済社会の健全な発展を図り、豊かな生活を実現していくためには、長期にわたるエネルギーの安定確保が不可欠である。自然が数億年もの歳月をかけて育ててきた化石燃料資源は、貴重な天然資源として、本来それだけでなくは対応できない用途に向けられるべきであり、高々数百年の間に消費してしまうことなく、できる限り後世代に継承していくことが、現世代に生きる我々に課せられた責務である。このような中で、資源に恵まれない我が国にとって、中東諸国等からの輸入に頼らざるを得ない「他律的」なエネルギー源への依存を減少させ、自らが主体的にコントロールし得る「自律的」なエネルギー源を確保することは、エネルギー安全保障の観点から重要な意義を持つ。このような我が国のエネルギー供給構造の脆弱性の克服に向けて、それぞれの特性に応じて、供給源の最適な組み合わせを実現していくことが必要である。

(3) 地球環境と調和を図る原子力

太古の昔から自然との共生の下に営まれてきた人類の活動が、今や地球環境に甚大な影響を

与える可能性があり、人類と地球の将来に深刻な危機をもたらす恐れがあることが懸念されている。とりわけ、地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な地球規模の環境問題であり、その解決に向け、社会を構成する全ての主体が多様な取組を行っていかねばならない。この問題を契機として、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の見直しが迫られ、新たなリサイクル文明の構築が求められている。このような状況の中で、エネルギー供給面の対応として二酸化炭素の温室効果ガスの排出を極力抑制できるエネルギー源を開発し、普及させていくことが必要である。

(4) 総合科学技術としての原子力

科学技術の歴史において、原子核への理解の進展は、物質やエネルギーの根源に対する知識を人類にもたらし、新たな学問体系の形成を通じて、先端的な研究開発を牽引する先導的な役割を果たすとともに、健康の増進や生活の利便性の向上に大きな貢献を果たしてきた。現在、我が国は、科学技術創国立国を目指して、社会的・経済的ニーズに対応した研究開発を推進するとともに、人類の知的資産の創出につながる未踏の領域に挑戦し、新たな分野を開拓していくことが期待されている。原子力の分野において世界のフロントランナーとなった今日、我が国には、産学官及び国際的に開かれた研究開発体制を構築することにより、人類の未来を拓く夢と高い志を持つ研究者・技術者のポテンシャルを結集しつつ、研究開発の活性化を図り、世界に対して成果を発信していくことが求められる。

(5) 国際社会における原子力

「核兵器の究極的廃絶」と「原子力の平和利用」は、国際社会が取り組むべき共通の課題であり、これらを両立させながら、人類の福祉に最大限役立てるという機軸で統合的な展開を図ることは、平和国家日本の使命である。東西の冷戦構造が崩壊した今日、我が国は、唯一の被爆国としての立場を踏まえ、原子力の平和利用を率先垂範している姿勢を貫くことにより、諸外国との信頼関係の強化と国際的な枠組みへの貢献を図るとともに、我が国の平和利用技術を国際的な核不拡散の強化のために役立て、世界平和の実現に決意を新たに組み立てていかなければならない。さらに、世界経済のグローバル化の進展に伴い、我が国は、近隣アジア地域の一員として、技術的蓄積や経験を基に、地域の発展や相互協力の促進において中核的な役割を担うことが求められる。

2. 新たな長期計画の在り方について

これまで8回にわたって策定されてきた長期計画は、原子力の黎明期から一貫して、我が国における多様な原子力研究開発利用の計画的な遂行のための牽引役として、重要な役割を果たしてきたと考えられる。また、安全の確保、平和利用の堅持等、原子力研究開発利用に当たっての基本的な考え方を示し、その確実な履行を促してきたことについても、普遍性を持ったよりどころとして役割を果たしてきたと考えられる。他方、原子力研究開発利用の多岐にわたる分野への広がりや経済社会環境の変化への対応も重要であり、新たな長期計画の在り方について、以下の点を踏まえることが必要である。

- (1) 新たな長期計画は、21世紀に向けての原子力研究開発利用の全体像と長期展望を提示するものとする。
- (2) 原子力関係者のための具体的な指針にとどまらず、国民や国際社会に向けたメッセージとしての役割を重視する。
- (3) 将来にわたって堅持し、着実に実施しなければならない理念や政策と、情勢の変化によって機動的に対応すべき事項とを区別し、後者については、具体的な課題解決のための様々な選択肢とその評価方法を示す。

- (4) 我が国全体として限られた資金・人材を最大限に活用する観点から、国と民間の果たすべき役割を踏まえ、両者の連携・協力を強化していく。
- (5) 現在既に相当規模で進展している軽水炉に係わる核燃料サイクル事業と、フロントランナーとして試行錯誤を行いながら進めるべき「将来の研究開発」については、それぞれの特性を踏まえて、両者のよりどころとなる理念を改めて明確化するとともに、全体として整合を図られるようにする。

3. 検討すべき課題

新たな長期計画においては、以下の課題についてより詳細に検討を行うことが必要である。

(1) 原子力と国民・社会

原子力に対する国民の理解と信頼を得るため、情報公開・提供、国民の意見の聴取、原子力に関する教育、立地地域との共生等に関し、内容面及び方法論における今後の課題について検討する。

(2) エネルギーの安定供給を支える軽水炉発電体系

既に成熟した技術として実用化されている軽水炉発電を中心に、事業化が進む核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処分を含め、軽水炉発電体系の在り方と今後の課題について検討する。

(3) 高速増殖炉及び関連する核燃料サイクル技術の研究開発

高速増殖炉懇談会報告書を踏まえ、高速増殖炉とこれに関連する核燃料サイクル技術の研究開発の方向性及び今後の課題について検討する。

(4) 未来を拓く先端的研究開発

加速器、レーザー、核融合、研究炉等の分野における先端的研究開発の将来展望と、世界に向けて優れた成果を発信し得る国全体としての研究開発体制の在り方について検討する。

(5) 国民生活に貢献する放射線利用

質の高い医療の実現、食料の安定供給といった、国民生活に身近な分野における放射線利用の方向性と今後の課題について検討する。

(6) 新しい視点に立った国際的展開

多様な政策手段を活用し、包括的・戦略的な政策の展開を目指し、原子力分野における国際協力の将来展望と、国際的な核不拡散の強化に向けた今後の課題について検討する。

六ヶ所再処理工場の竣工時期等の変更について

平成11年5月18日

原子力委員会

当委員会は、去る7日、六ヶ所再処理工場の竣工時期等の変更に関して、日本原燃（株）及び電気事業連合会から報告を受け、また、本件の重要性に鑑み、14日には科学技術庁及び通商産業省としての考え方を聴取しました。その結果、当委員会としては、以下のとおり見解を取りまとめました。

1．現在建設中の日本原燃（株）六ヶ所再処理工場（以下「工場」と言う）は、我が国が使用済燃料を再処理し、プルトニウム等を有効利用する、核燃料サイクル計画を推進するための中心的な役割を担う施設であり、その着実な建設・運転は、原子力政策の遂行上、極めて重要です。また、工場の着実な建設・運転は、六ヶ所村や青森県のみならず、再処理に関連する使用済燃料管理やプルサーマル計画の実施の面から原子力発電所の立地地域、さらには国民の理解と協力を得る観点からも、必要なことであり、今後、さらなる変更があった場合は、国の原子力行政に対する信頼を損なうものと認識しています。

従って、日本原燃（株）等関係者にとっては、工場の建設・運転がスケジュールに沿って実現されるよう最善の努力を傾注すべきものと考えます。

2．今回の変更は、（1）再処理能力等を変更するものではないこと、また、（2）電気事業者においては、予定されているプルサーマル計画を確実に実施するとともに、使用済燃料の管理を適切に行うため、地元の理解を得て、工場への搬出等に最大限の努力を尽くすとしていること、さらに、建設費の増加についても、電気事業者は、電力料金への影響を電力全体の経営合理化努力により吸収していくとしていることを踏まえ、当委員会として、今回の変更が我が国の核燃料サイクル計画の変更に繋がるものではないと考えます。

3．工場については、既に、再処理の主要な工程に係る詳細設計（設計及び工事方法の認可）が終了し、建設工事工程や建設工事費の見通しの精度が高くなっているとともに、試運転については、海外の再処理工場の経験や実績等を踏まえつつ、十分に時間をかけて行うとしています。再度の変更にならないよう、日本原燃（株）においては、想定工事進捗率の事前公表により進捗状況の透明性の向上を図るとともに、工程管理の強化、充実を行うとしており、また、電気事業者においても、進捗状況等を把握し、日本原燃（株）に対して資金的、人的な面からの確かつ強力に支援を行う等全力をあげて再処理事業の推進に取り組むことを表明しています。こうした取組については、確実に行われることが重要です。

従って、これらの事業者においては、今後このような姿勢を堅持し、当事者として責任ある取組を行うとともに、国においても、核燃料サイクル計画の円滑な推進の観点から、工程管理等の日本原燃（株）及び電気事業者の取組等についての的確に把握し、本事業が新たなスケジュールに沿って確実に実施されるよう、適切に指導監督することが必要です。

4．また、わかりやすい情報の提供等による透明性の確保が原子力活動に対する信頼感、安心感を得るための基本であることから、今回の変更が我が国の原子力政策の根幹をなす核燃料サイクル計画の変更に繋がるものではないこと、関係者が全力をあげて再処理事業の着実な推進に取り組むこと等について、関係立地地域の理解と信頼が得られるよう、事業者だけでなく、国としても努力をすることが重要です。

5．原子力委員会としては、今回の変更は核燃料サイクル計画の変更に繋がるものではないと考えるものの、国民の信頼に関わる重要な問題であることから、今後とも、再処理事業を中核とする核燃料サイクル計画の着実な推進に向けて、適時的確に調査審議し、委員会としての考え方を明確に示すとともに、国民の理解を求める努力を一層強化してまいります。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正及び
「原子力災害対策特別措置法」の制定について

平成11年11月9日
原子力委員会決定

今般、(株)ジェー・シー・オーのウラン燃料加工施設において、我が国で初めての臨界事故が発生した。この事故は、多くの方々の放射線による被ばくや住民の非難、屋内退避を招くなど、40年余りにわたる我が国の原子力研究開発利用の歴史の中で、極めて重大な事故であり、当委員会は、国民の原子力に対する信頼を大きく揺るがすものとして、厳粛に受け止めている。当委員会は、事故後、数次にわたり事故の経緯、影響等について報告を受け、審議を行ってきた。事故の原因究明及び再発防止については、原子力安全委員会のウラン加工工場臨界事故調査委員会において鋭意調査検討が行われているところであるが、同事故調査委員会の中間報告、原子力安全規制の抜本的強化と原子力災害に係る法的措置、それらに関連する政府の財源措置について、当委員会は、行政庁の報告を受け審議を行い、その結果、以下の結論を得た。

当委員会としては、類似の事故を未然に防ぎ、また、事故が生じた場合の備えを万全にするための措置を早急に講じることが必要であると考え。このため、安全規制に関しては、国による継続的なチェックによる厳しい緊張感の保持等を内容とする「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正、また、原子力防災対策に関しては、初期動作などにおける国、自治体の連携強化、原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の防災対策上の責務の明確化等を内容とする「原子力災害対策特別措置法」を制定することが適当である。

その際、安全規制については、当委員会がこれまでの審議においても指摘したように、事業者の自己責任原則と相まって安全が確保されることを関係者は改めて自覚すべきである。

また、防災対策については、本法が有効に機能するよう、制度面の整備、ハード、ソフトの両面での条件整備、総合的な訓練の実施、必要な予算措置等にも努めていくことが肝要であると考え。

今般の事故は、安全確保や防災対策に止まらず、エネルギーセキュリティの観点から見た核燃料加工等の我が国のフロントエンドのあり方、国内の原子力産業のあり方、経済的効率性の追求に伴う課題等、今後当委員会が原子力政策を審議するに当たって考慮すべき課題を投げかけている。また、今回の事故により、国内外において、我が国の核燃料サイクルを柱とする原子力政策に対する信頼感が著しく損なわれたことに鑑み、国民の信頼回復に一層努めるとともに、国際社会に対しても今回の事故や我が国の原子力政策の展開について積極的に情報発信し、国際社会の理解を得ていくことが必要である。このような対応については、原子力長期計画策定の場を含め、当委員会において引き続き審議を行っていくこととする。

大強度陽子加速器施設計画（仮称）評価専門部会の設置について

平成11年11月19日
原子力委員会決定

1．設置の趣旨

日本原子力研究所と高エネルギー加速器研究機構が大強度陽子加速器を用いた科学技術・学術の総合的展開を図るため、各々の「中性子科学研究計画」と「大型ハドロン計画」の施設の最適化を行い、これらを統合することによって計画の効率化を図り、その早期実現を目指す「大強度陽子加速器施設計画（仮称）」について、研究開発の効率的な実施を図る観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）に基づく評価を実施し、本格的な建設に向けた指針を提示する。このため、原子力委員会と学術審議会加速器科学部会の下に合同の評価機関として「大強度陽子加速器施設計画評価専門部会」（以下、「評価部会」という。）を設ける。

2．検討項目

評価部会においては、以下の項目について検討することとする。

（1）技術的・学術的評価

科学技術・学術研究の観点からの意義、創造性、実用技術開発への寄与、国際的なレベル等について、これまで実施された国際レビュー等の結果を踏まえた技術的・学術的な評価を実施する。

（2）社会的・経済的評価

社会的・経済的なニーズに対応した計画か、民間における取組が期待できない分野であるか、緊急性はあるか、費用対効果のバランスはとれているか、研究開発予算の効率的な執行は行われているか等の観点から本計画が社会経済に与える影響についての評価を実施する。

（3）その他

その他本計画について必要な事項について評価を実施する。

3．構成員

別紙1のとおり。

4．スケジュール

別紙2のとおり。

5．審議の公開

評価部会における審議は公開するとともに、審議結果は国民にわかりやすい形で公表する、インターネット等を通じて計画に対する意見の収集を行うなど、積極的に情報提供を行う。

6．その他

その他評価部会の運営に必要な事項については、評価部会で定める。

(別紙1)

大強度陽子加速器施設計画(仮称)評価専門部会
委員名簿(案)

秋元 勇巳	三菱マテリアル(株)社長
井口 洋夫	宇宙開発事業団宇宙環境利用研究システム長
小川 智子	国立遺伝学研究所副所長
上坪 宏道	(財)高輝度光科学研究センター副理事長
倉内 憲孝	住友電気工業取締役会長
佐和 隆光	京都大学経済研究所教授
清水 正巳	日経サイエンス編集長
末松 安晴	高知工科大学長
鈴木 謙爾	前東北大学金属材料研究所長
谷畑 勇夫	理化学研究所主任研究員
藤井 保彦	東京大学物性研究所附属中性子散乱研究施設長
益川 敏英	京都大学基礎物理学研究所長

(注: は部会長候補)

(事務担当課) 科学技術庁 原子力局 研究技術課
文部省 学術国際局 研究機関課

評価部会の進め方について(案)

11月中旬 原子力委員会、学術審議会加速器科学部会で評価部会の設置決定

11月下旬 評価部会(第1回)

- ・部会の進め方
- ・計画概要のヒアリング
- ・評価の観点について

1月中旬 評価部会(第2回)

- ・国際レビュー等のフォローについて
- ・技術的、学術的評価について

2月中旬 評価部会(第3回)

- ・経済的、社会的波及効果等についての評価
(コスト/ベネフィット等の観点から)
- ・運営体制等について

3月中旬 評価部会(第4回)

- ・評価報告書の素案作成・検討

4月上旬 評価部会(第5回)

- ・評価報告書の取りまとめ

(この後、パブリックコメントの受け付け：2週間程度)

5月中旬 評価部会(第6回)

- ・評価報告書の取りまとめ

その後、原子力委員会、学術審議会に報告、了承

技術報告書「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」
の報告を受けて

平成11年11月30日
原子力委員会

去る11月26日、核燃料サイクル開発機構から報告書「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 地層処分研究開発第2次取りまとめ」(以下「第2次取りまとめ」という。)が提出されました。当委員会では、この報告書について審議を行い、以下の見解をとりまとめました。

1. 第2次取りまとめは、「高レベル放射性廃棄物の地層処分研究開発等の今後の進め方について」(平成9年4月15日原子力バックエンド対策専門部会)(以下「専門部会報告書」という。)にも示されているように、わが国における地層処分の技術的信頼性を示すとともに、処分予定地選定及び安全基準の策定に資する技術的拠り所を与える重要なものです。
2. これまで、総合エネルギー調査会原子力部会では実施主体のあり方、資金確保策などの処分事業の制度化についての検討が行われ、また原子力安全委員会では安全確保の基本的考え方についての検討が行われており、高レベル放射性廃棄物処分に係る取組みが各方面で推進されています。このような状況下で、第2次取りまとめが作成されたことは、高レベル放射性廃棄物処分対策を進める上で誠に意義深いと考えます。
3. 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成6年6月24日原子力委員会)及び専門部会報告書では、第2次取りまとめは国の評価を受けることとされています。今後、原子力バックエンド対策専門部会において、適切な評価を行います。
4. 高レベル放射性廃棄物処分を進めるためには、処分についての議論が広く国民各界各層で行われることが不可欠です。関係機関においては、第2次取りまとめの内容をはじめ処分への取組みについてわかりやすく説明することにより、国民の皆様方での議論が活発に行われ、高レベル放射性廃棄物処分についての理解が深まるよう努めてください。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の制定について

平成12年3月10日
原子力委員会決定

1. 高レベル放射性廃棄物の処分については、当委員会としては、平成6年6月24日に決定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」において、「高レベル放射性廃棄物は、安定な形態に固化した後、30年間から50年間程度冷却のための貯蔵を行い、その後、地下の深い地層中に処分すること」を基本的な方針とし、「処分事業の実施主体については、処分場の建設スケジュールを考慮し、2000年を目安に、研究開発等の進展状況や諸般の情勢等を総合的に勘案し、その設立を図っていくことが適当」としました。
2. また、当委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会報告書ならびに平成10年6月に行われた当委員会の決定「高レベル放射性廃棄物処分の推進について」に基づき、2000年目途の事業化に向けた諸制度の整備、研究開発、安全規制に関する制度整備が、関係機関において進められてきました。なかでも、実施主体のあり方、資金確保策などの処分事業の制度化については、総合エネルギー調査会原子力部会において審議が行われてきました。
その状況については、当委員会として、適宜聴取し、審議を行ってきましたが、今般「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（仮称）」の報告を受け、審議を行った結果、以下の結論を得ました。
3. 本法案においては、高レベル放射性廃棄物処分懇談会報告書を踏まえ、国の役割、処分費用の確保方策、処分実施主体の設立、地元の意見の聴取を含めた処分地選定プロセスなどを定めています。また発電用原子炉のみならず、試験研究炉からの高レベル放射性廃棄物を含めわが国の原子力利用に伴い発生する高レベル放射性廃棄物を処分しうる枠組みとなっています。従って当委員会として、高レベル放射性廃棄物の最終処分の推進を図る枠組みを定める「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を制定することは適当と判断します。
4. 今後は、本法案に基づき、わが国の高レベル放射性廃棄物が確実に地層処分されるよう、早急に処分実施主体を設立するとともに、処分に必要となる資金を着実に確保していくことが重要です。特に、処分地等の選定を円滑に進めるためには、処分実施主体は、これまでの当委員会の方針を十分踏まえ、選定過程の透明性を確保するとともに、わかりやすい広報、情報提供に努めることが大切です。
さらに、処分事業の進展に応じ、適切な時期に最適の技術が着実に提供されるよう、核燃料サイクル開発機構などの関係研究機関は、引き続き研究開発を進める必要があります。特に、深地層の研究施設は、技術的にも社会的にも重要な施設であり、一刻も早い実現が望まれます。当委員会としても、「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 - 地層処分研究開発第2次取りまとめ - 」の評価を進めてまいります。
5. 当委員会としては、今後とも、高レベル放射性廃棄物処分への取組みが円滑かつ着実に進展することが、わが国の原子力研究開発利用を推進する上で極めて重要と考えており、関係機関に対し、一層の連携強化と更なる努力を要請するとともに、当委員会として適宜状況を聴取し状況の的確な把握と評価検討を行い、引き続き処分事業の早期具体化に取り組んで参ります。

原子力政策円卓会議モデレーターからの提言を受けて

平成12年3月14日

原子力委員会

当委員会は、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する国民各界各層のご意見を伺い、今後の原子力政策に反映させることとし、平成10年7月、「新たな原子力政策円卓会議の進め方について」を決定し、原子力政策円卓会議（以下「円卓会議」という。）の開催・運営を5名のモデレーターの方々にお委せしました。また、昨年4月には、「原子力政策円卓会議モデレーターからの中間提言を受けて」を取りまとめ、平成11年度も引き続き円卓会議の運営をお願いしたところです。

モデレーターの方々には、この2年の間に12回にわたり、東京だけではなく、立地地域や大消費地において会議を開催いただき、提言の取りまとめにもご尽力いただいたところです。

去る2月25日には、モデレーターからの提言をいただき、28日には、長期計画策定会議においても提言を説明いただいたところです。当委員会としては、本提言に対して以下の通り見解を取りまとめました。また、長期計画策定会議においても、この提言を受け止めて審議を行っていただいておりますが、関係省庁、原子力関係者、更には、国民の皆様にもこの提言について考えていただくことを望みます。

記

1．今後のエネルギー需要と供給構成については、エネルギー源としての原子力利用に大きな影響を与えるものであると認識しています。エネルギー需要や供給の在り方は、国民生活に直接的に関連する問題であり、政府や国民が様々な場において真剣な検討を行っていくことが必要です。このような検討を通じて、原子力のエネルギー供給に果たす役割や意義についての理解が一層深まることを望みます。

また、当委員会では、原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下「長期計画」という。）の審議において、省エネルギーや新エネルギーの可能性を踏まえた上でのエネルギーとしての原子力利用の在り方について今後とも検討を行ってまいります。

2．（株）ジェー・シー・オーの東海村ウラン加工工場における臨界事故については、40年余りにわたる我が国の原子力研究開発利用の歴史の中で、極めて重大な事故であり、国民の原子力に対する信頼を大きく揺るがすものでした。この事故を教訓として、原子力災害対策特別措置法の制定や原子炉等規制法の一部改正といった政府の取組やニュークリアー・セーフティー・ネットワークの設立といった事業者の取組等が行われていますが、この事故が提起した諸問題について、長期計画審議等の場において、さらに検討を進めていくこととしています。

3．エネルギーの安定供給確保の問題は国家の重要な政策課題であり、政治の場等においても、原子力問題を含めた幅広い議論がなされることが重要なことと考えます。当委員会としても、様々な場において、原子力に関する幅広い議論が行われるよう努めてまいりたいと思います。

4．原子力施設と立地地域の共生は、原子力の長期的な定着のためには不可欠な課題です。原子力施設の立地が地域の発展にどのように寄与し、立地地域が直面している課題にどう対応

していくかについて、今後とも長期計画の審議の中でも扱っていきたいと考えています。

5．原子力に関する教育の問題については、当委員会としても重要な問題であると認識しています。学習指導要領においては、原子力に係る環境やエネルギー等の記述が増えてきており、また、既存の教科の壁を超えた「総合的な学習の時間」ができるなどの動きがありますが、現場の教師が、放射線、原子力やエネルギーに関する正確な知識を提供し、生徒自らが考えていく力をつけることができるよう、環境の整備を図っていくことが従来にも増して重要な課題と考えています。

6．エネルギー資源に恵まれない我が国が、経済社会活動を維持、発展させていくためには、将来を展望しながらエネルギーセキュリティの確保を図っていくことが不可欠です。そのためには、科学技術先進国である我が国としては、核燃料サイクルに関する研究開発を進めていくことが必要です。

当委員会としては、高速増殖炉開発を将来の非化石エネルギー源の一つの有力な選択肢として、その実用化の可能性を追求するため、安全確保、地元の理解などを前提に研究開発を進めることが妥当としています。原型炉「もんじゅ」については、この研究開発の場の一つとして位置付けており、提言も踏まえ、今後の研究開発の進め方を検討してまいります。

7．当委員会では、平成10年12月に取りまとめた「省庁再編後における原子力委員会の在り方」において、省庁再編後、国民各界各層からの公聴機能を強化していくこととしていますが、その一環として円卓会議の在り方についても検討してまいります。

大臣談話

平成12年9月29日

国務大臣

科学技術庁長官

大島理森

1．昨年9月30日のJCO臨界事故から明日で丁度1年となります。この事故では、住民の方々の避難、屋内退避が行われたほか、三人の作業員が重篤な放射線被ばくを受け、懸命な医療活動にもかかわらず、このうちの二人が亡くなるなど、我が国の原子力の平和利用史上前例のない事故でありました。亡くなられた、大内さん、篠原さんには、あらためて心よりご冥福をお祈り申し上げます。国としては、この事故により国民、さらにはこれまで原子力の開発に御協力いただいてきました地元住民の方々の原子力に対する信頼が大きくゆらいだことを厳しく受け止め、再発防止や万一の際の防災対策はもとより、地元住民の方々への対応に全力を挙げて取り組んでまいりました。

2．再発防止等につきましては、事故の教訓を踏まえて新たに原子炉等規制法の改正及び原子力災害対策特別措置法の制定が行われました。これらの法律の下で安全確保のためのシステムの強化及び緊急時の対応システムの整備が行われましたが、これらのシステムが十分に機能するためには、関係者1人1人が十分にその役割を果たし、特に現場にいる人間が緊張感と使命感をもって取り組むことが必要不可欠であります。また、折りに触れ関係者に強く求めているところでありますが、現場の職員に対する保安教育の徹底等、安全確保に係る人材養成が極めて重要であります。

現在、原子炉等規制法の改正法（本年7月施行）に基づき、原子力立地地域に原子力保安検査官を配置し、原子力施設における保安規定の遵守状況に係る検査等を実施しているところであり、こうした日常監視体制の強化によって、原子力事故の未然防止に最善を尽くす所存です。また、原子力災害対策特別措置法（本年6月施行）に基づき、オフサイトセンターの整備、原子力防災専門官の配置等、緊急時に備えてハード、ソフト両面において万全を期すべく全力を挙げているところです。来月28日には、同法に基づく国、地方公共団体、事業者等の協力による初の総合防災訓練を実施する予定です。

3．地元住民の方々への対応につきましては、線量評価を行うとともに、原子力安全委員会健康管理検討委員会において健康影響について検討していただき、さらに、健康に対する不安を一日も早く取り除いて頂くため、茨城県等と連携・協力して、心のケアも含めた健康相談や健康診断を実施してまいりました。また、損害賠償につきましては、迅速かつ適切な賠償が行われるよう事業者に対して指導を行い、9月22日現在で、総請求件数7,025件の約98%について当事者間で合意がなされております。風評被害対策につきましても、茨城県等が行う観光PR等に対する協力を実施してきたところです。

今後とも、これら地元住民の方々への対応につきましては、関係自治体や関係機関と密接な連携を図りつつ、誠意をもって取り組んで参る所存であります。

4．原子力が引き続き我が国の重要なエネルギーの担い手として存在するためには、地元の方々や国民の皆様の理解と信頼、そして協力が必要不可欠であります。国としては、原子力に携わる関係者とともに、JCO事故を決して忘れることなく、常に緊張感をもって安全確保の徹底を図ることを基本中の基本として取り組んで参る決意であります。

(参考)

ＪＣＯ臨界事故の教訓を踏まえた科学技術庁の取り組みについて

・再発防止対策の強化

1. 運転管理の段階における安全規制の強化

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正（本年7月1日施行）

加工事業者に対する施設定期検査（年1回）の受検等の追加
保安規定の遵守状況に係る検査（保安検査）制度（年4回）の創設
事業者による保安教育の義務の明確化
従業者の安全確保改善提案制度の創設

(2) 原子炉等規制法の改正を踏まえた安全規制強化の取り組み

原子力保安検査官の現地への配置及び保安検査の実施

- ・本年6月、保安検査の対象となる当庁所管の44事業所が所在する地域へ16名の原子力保安検査官を配置。
- ・本年7月より保安検査を開始し、9月中に39事業所にて実施。
一定量以上の核燃料物質の使用者に対する規制の強化に伴い、新規に保安規定の認可申請を行う5事業者については、保安規定認可後に実施予定。

保安規定における保安教育の実施計画等の明確化

- ・本年9月中に、当庁所管の44事業所全てを対象に、保安教育の実施計画等について保安規定に特記するための保安規定の変更認可申請が行われる予定。

2. 原子力防災対策の強化

(1) 原子力災害対策特別措置法の制定（本年6月16日施行）

迅速な初動動作と国、都道府県、市町村の連携の確保
原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化
原子力防災における事業者の役割の明確化

(2) 原子力防災対策強化の取り組み

原子力防災専門官の現地への配置及び各種マニュアルの整備

- ・本年6月、当庁所管の事業所が所在する地域へ7名の原子力防災専門官を配置し、地方自治体、事業者の行う原子力防災に係る研修、訓練、マニュアル整備等に対する指導を実施。
- ・原子力災害対策マニュアル等各種マニュアルの整備の推進

原子力防災施設・設備の整備の推進

- ・関係府県等と協力し、オフサイトセンターの建設、同センターに設置する防災資機材の整備、国、自治体、同センター等との間の情報通信ネットワークシステムの整備等の施設・設備の整備を推進。
- ・緊急時における専門家の活動拠点となる原子力緊急時支援・研修センターの整備を推進。
- ・SPEEDIを活用した放射線の異常値検出に関する迅速情報システムの整備を推進。

原子力防災関係者の研修・訓練

- ・国、地方自治体、事業者等が共同して原子力総合防災訓練を実施。本年度は、10月28日、島根県にて実施。
- ・国（原子力防災専門官等）、地方自治体（警察、消防、医療関係者等）、原子力事業者に対する原子力防災研修を実施。

事業者の役割の明確化

- ・原子力防災管理者の設置、放射線測定設備の設置等及び原子力事業者防災業務計画の策定を義務化。同業務計画については、本年12月15日までに全ての事業者より届出がなされる予定。

原子力防災対策のための予算措置

- 平成11年度第2次補正予算 461億円
- 平成12年度予算 58億円
- 平成13年度概算要求 67億円

・地元住民の方々への対応

1. 健康管理の取り組み

- ・原子力安全委員会健康管理検討委員会においてとりまとめられた周辺住民等の健康管理のあり方の提言（平成12年3月27日）を踏まえ、周辺住民の健康不安に適切な対応をとるため、茨城県等と連携・協力して、心のケアを含めた健康相談（平成12年4月）や健康診断（平成12年5月）を実施。

2. 被害補償の概況

- ・平成11年12月15日、衆議院本会議において茨城県東海村核燃料施設事故による被害者救済に関する決議。
- ・平成11年12月中にJCOは茨城県及び東海村の協力を得て、約2700件について、総額約54億円の補償金の仮払いを実施。
- ・平成12年1月末から3月上旬にかけて、JCOは茨城県及び東海村の協力を得て、補償金額確定のための窓口を設け、請求者と話し合いを行った。
- ・その結果、9月22日現在、請求件数の約98%にあたる約6885件について合意に達している。（総額約126.8億円、未合意案件は約140件。）
- ・未合意分についても、早期解決に向けて、話し合いが進められている。（原子力損害賠償紛争審査会に対する和解仲介の申立ては1件。現在対応中。）

3. 風評防止対策

- ・既存の広報予算等を最大限活用し、ニュースレターの作成・配布や新聞広告等による情報提供、心のケアのための健康相談事業を実施するとともに、県等が実施する観光・物産キャンペーンなどの事業を支援。
- ・また、平成11年度第2次補正予算等において、事故に対する影響の調査や、県民及び地域経済に対する影響の回復に資する事業等のための交付金を計上。

以上

「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価」
の報告を受けて

平成12年10月31日
原子力委員会

1．当委員会では、昨年11月、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）から報告書「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 地層処分研究開発第2次取りまとめ」（以下「第2次取りまとめ」という。）の提出を受け、原子力バックエンド対策専門部会（以下「専門部会」という。）で評価を行ってきました。このたび、当委員会は、専門部会から、第2次取りまとめについて技術的に詳細かつ総合的な評価結果の報告を受けました。

専門部会は、各界各層の有識者で構成され、第2次取りまとめに示された研究開発成果に関して幅広い調査審議を約1年にわたり行いました。また、報告書の取りまとめに当たっては、報告書案に対し国民の方々から意見を募集するとともに、国際ワークショップを開催して広く議論を行いました。

2．高レベル放射性廃棄物の地層処分が具体的に進められるためには、我が国における地層処分の技術的信頼性を明らかにするとともに、今後の研究開発課題とその進め方を示すことが必要です。専門部会報告書では、第2次取りまとめには我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性が示されているとともに、処分予定地の選定と安全基準の策定に資する技術的拠り所となることが示されていると評価しており、地層処分の事業化に向けての技術的拠り所となると判断しています。また、今後の研究開発に取り組むに当たって留意すべき事項についても適切に取りまとめています。

3．本年5月に、処分の実施主体の設立や事業資金の確保策等を柱とする「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が成立し、これに基づき、10月には、処分の実施主体である「原子力発電環境整備機構」が設立されました。処分の実施主体においては、第2次取りまとめ及び専門部会報告書を参考とし、サイクル機構等の関係機関における研究開発の成果を活用しつつ、地層処分の実施に向けて着実に取り組むことを期待します。

また、研究開発の成果は、関係機関から実施主体に対し適切に移転されることが望まれます。

4．高レベル放射性廃棄物の地層処分は、国民の理解と信頼を得つつ進められていくものであり、引き続き、第2次取りまとめの成果を踏まえた技術開発課題への取組や基礎的な研究開発の継続などを通じて、技術的信頼性をさらに向上させることに努めることが重要です。サイクル機構等の関係機関においては、専門部会報告書の評価結果に基づき、密接な協力の下に、深地層の研究施設などを活用した研究開発を着実に推進することを期待します。効率的な研究開発のためには、国際協力を積極的に行うことも重要です。

5．今後、処分事業の円滑かつ着実な進展を期待するとともに、当委員会としても、関係者より適宜報告を受けることにより状況を的確に把握し、処分事業の推進に当たって適切な役割を果たしていきます。

ウラン廃棄物処理処分への取組について

平成12年12月22日

原子力委員会決定

1. 当委員会は、原子力バックエンド対策専門部会(以下、「専門部会」)から、ウラン廃棄物処理処分の基本的考え方について、調査審議結果の報告を受けました。

専門部会は、各界各層の有識者で構成され、当該廃棄物の処理処分方策に関して幅広い調査審議を約9ヶ月にわたり行い、報告書の取りまとめに当たっては、報告書案に対し国民の方々から広く意見を募集しました。

2. 当該廃棄物処理処分の具体化を図るに当たっては、安全な処分方策、技術開発課題、処分事業の実施体制、安全確保に係る関係法令の整備の進め方などの事項について方針が明確である必要があります。専門部会報告書では、これら必要な事項が網羅され、基本的な考え方が適切に取りまとめられています。今後、濃縮事業者、再転換・成型加工事業者、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所などの核燃料物質の使用者、電気事業者などの関係機関においては、専門部会報告書を尊重し、十分な連携の下に、放射性廃棄物の処分事業全体の進展状況などを踏まえ、実施体制の検討など処分の実施に向けて積極的に取り組むことが必要です。

また、当該廃棄物は、他の放射性廃棄物と異なる特徴を有していることから、その特徴を十分考慮した上で、安全規制の基本的考え方、安全基準の策定、関係法令の整備等所要の措置が講じられることを期待します。その際には、線量評価の長期性に伴う不確実性が考慮されることや適切な線量目標値が設定されることなどが重要と考えます。さらに、放射性廃棄物処分について国民の理解を得るため、的確で分かりやすい情報を積極的に提供し、説明していくことが必要です。

3. 当委員会は、当該廃棄物の安全かつ合理的な処理処分に向けたそれぞれの施策が総合的に進められることが重要であると考えており、関係者より適時適切に聴取することにより状況を的確に把握しつつ、処分事業の着実な実施を推進します。

専門部会等の廃止について

平成13年1月9日
原子力委員会決定

平成13年1月6日より中央省庁等改革が実施されること及び平成12年11月24日に新たに「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」が決定されたことに鑑み、下記の専門部会等については、本日付をもって廃止する。なお、核融合会議及びITER計画懇談会については、現在審議が継続していることに鑑み、平成13年3月まで存続させる。

記

- ・原子力国際問題等懇談会
- ・ウラン濃縮懇談会
- ・基盤技術推進専門部会
- ・核燃料リサイクル計画専門部会
- ・放射線利用推進専門部会
- ・高レベル放射性廃棄物処分懇談会
- ・原子力バックエンド対策専門部会
- ・原子力国際協力専門部会
- ・高速増殖炉懇談会
- ・長期計画策定会議
- ・大強度陽子加速器施設計画評価専門部会

21世紀の原子力委員会の発足に当たって

平成13年1月23日

原子力委員会

21世紀を迎え、またこの度の中央省庁等改革により、原子力委員会が内閣府に移行するに当たり、所信の一端を申し述べたいと思います。

(原子力委員会の位置付け)

原子力委員会は、昭和31年に、原子力の研究、開発及び利用、即ち「原子力利用」に関する行政の民主的運営を図るために設置されました。委員会は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法により、原子力利用に関することについて企画し、審議し、及び決定することとされています。これまで40年以上にわたって、「原子力研究開発利用長期計画」の策定を始めとして、さまざまな活動を行ってきましたが、ここであらためて、21世紀の原子力委員会がどのような役割を果たすべきかについて、初心に立ち返ることが必要であると考えております。

(原子力を巡る現在の情勢及び今後の展望)

まず最初に銘記すべきことは、20世紀最後の数年に起こった事故や不祥事により、国民の間に、原子力に対する不安や不信が高まったことです。しかしながら、他方で、地球温暖化問題に対してぎりぎりの対応が求められている中で、エネルギーの安定供給と二酸化炭素の排出量の削減の二つの側面から、現時点では、引き続き、核燃料サイクルの確立を図りつつ原子力発電を基幹電源として最大限に活用することが不可欠です。また、放射線利用の理解と普及が国民生活の向上に貢献することや、原子力科学技術の研究開発が、人類の知的フロンティアの開拓や我が国の新産業の創出に貢献することも忘れることはできません。これらのことは、実にさまざまな立場の方々のご意見を伺って昨年策定した「原子力研究開発利用長期計画」に述べられています。

これからの原子力委員会の役割を考えるに当たっては、まず、この「長期計画」を誠実に、また積極的に具体化し、着実に進めていくことが第一歩であると考えております。

(21世紀の原子力委員会のあり方)

原子力委員会がこのような役割を果たしていくためには、委員会そのもののあり方についても再検討する必要があります。新たな世紀を迎えるとともに中央省庁等改革が行われるというこの機会に、原子力委員会のあり方を考えることは不可欠です。

昨年の「長期計画」の議論を始めとするいろいろな場で、異なった立場からさまざまな意見や期待、批判が寄せられました。その中には、国民からより信頼される原子力委員会を求める声もあれば、関係省庁から独立して等距離に位置する委員会を望む声もありました。また、原子力政策の決定過程へ国民が積極的に参加することや政策決定後の評価も、強く求められています。

今後、委員会の具体的な組織や活動の内容について早急に検討を進めていきますが、いずれにしても、原子力委員会は、柔軟かつ機動的な組織として、国民の皆さんや各地域の方々と常に接し、さまざまな意見を十分に反映していく努力をしてまいります。そして行動に当たっては、常に自己評価していくつもりです。

新しい原子力委員会が具体的に行動していくに当たり、我々原子力委員は、あらためて、民

主義が発達した国では、いかなる政策も国民や社会の理解と協力なしには進められないことを肝に銘じています。また、国際社会に対しても、我が国の原子力平和利用の大原則が十分に理解され、その協力が得られるよう努力を重ねていきます。

原子力委員会は、原子力に関するどんなことについても、国内外を問わず、「いつでも、どこでも、だれとでも」対話することを心がけていきます。

以上述べた考え方のもとで、新しい原子力委員会は、21世紀における我が国の発展に必要な原子力の円滑な利用ができるよう、より広い視野に立って、主体的かつ積極的に努力していきたいと考えております。

原子力試験研究検討会の設置について

平成13年4月10日

原子力委員会決定

1. 目的

研究開発活動の効率化と活性化を図り、21世紀の社会のニーズに対応した一段と優れた成果をあげていくため、国は、研究開発課題及び研究機関について適時適切な評価を実施し、評価結果を資源の配分や計画の見直し等に反映することが重要である。

このため、原子力試験研究検討会（以下「検討会」という。）を設置し、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）に基づき、原子力試験研究費に係る研究課題の適切な評価等を実施し、今後の研究活動の効率化・活性化を図ることにより、国民生活に貢献する原子力の研究、開発及び利用を推進することとする。

2. 検討項目

検討会においては、以下の項目について検討することとする。

- (1) 原子力試験研究費の配分の基本方針に関すること
- (2) 原子力試験研究費により実施される研究課題の評価のあり方に関すること
- (3) 原子力試験研究費により実施される研究課題の評価の実施に関すること
- (4) その他

3. 検討会の構成

別紙のとおりとする。

4. 検討の進め方

検討会における議事は、原則として公開とする。ただし、検討会が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りでない。

5. その他

- (1) 検討会に、必要に応じてワーキンググループを設置し、専門的な調査審議を行う。
- (2) 検討会の事務については、内閣府と文部科学省が共同で実施する。
- (3) 今後、原子力委員会における評価機能の検討の進捗に応じ、検討会の体制を適宜見直すこととする。
- (4) その他検討会の運営に必要な事項については、検討会で定める。

原子力試験研究検討会構成員

阿部 勝憲	東北大学大学院工学研究科教授
石井 保	三菱マテリアル(株)地球環境・エネルギーカンパニー プレジデント
井上 弘一	埼玉大学理学部教授
岩田 修一	東京大学人工物工学研究センター教授
北村 正晴	東北大学大学院工学研究科教授
小泉 英明	日立製作所中央研究所主管研究員
小柳 義夫	東京大学大学院理学系研究科教授
澤田 義博	名古屋大学工学部教授
嶋 昭紘	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
関本 博	東京工業大学原子炉工学研究所教授
三宅 千枝	大阪工業大学情報科学部教授
村田 紀	放射線影響協会放射線疫学調査センター長

原子力委員会からの緊急メッセージ

平成13年4月20日

1. 原子力委員会は、今般の中央省庁等再編により、内閣府に移行し、新たに出発いたしました。

この、言わば「新生原子力委員会」の所信として、去る1月23日に、「21世紀の原子力委員会の発足に当たって」を公表いたしました。

この中において、今後、原子力委員会としては、

昨年11月に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を誠実に、また積極的に具体化し、着実に進めていくこと、
柔軟かつ機動的な組織として、国民の皆さんや各地域の方々と常に接し、さまざまな意見を十分に反映していく努力を行うこと

などを明らかにしております。

2. 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」は、約1年半をかけ策定のための会議を重ね、その間、全国3カ所で「ご意見をきく会」を開催し、広く国民の皆さんと議論するとともに、50日間にわたって意見募集を行うなど、多様な立場の方々と議論を経て策定したものであり、今後の我が国原子力政策の根幹として、閣議に報告されたものです。

同計画は、原子力を、資源の乏しい我が国にとって、エネルギーの安定供給に貢献するものと位置付けるとともに、「プルサーマル計画」については、燃料をほぼ全量輸入に依存する現状の下で、原子力の供給安定性を一層確実にできること、ドイツ、フランスなど海外では既に1980年代から利用が本格化していることなどを踏まえて、着実に推進していくことが適切であるとしています。

3. また、我々は、この1月以降、新しい原子力委員会が今後どのような活動を行っていくべきかについて検討を進めてきており、近々その内容を明らかにすることとなりますが、その中で、「いつでも、どこでも、だれとでも」対話することを心がけ、そのための体制を整えていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。

4. この間、「プルサーマル計画」を巡って様々な論議が生じています。

この数ヶ月の間、「プルサーマル計画」の何が問題とされているのか、皆さんがどのような意識をお持ちなのかについて、重大な関心をもって注目して参りましたが、最近の動きを見て、あらためて、「プルサーマル計画」を含む原子力政策全般について説明し、ご理解をいただくための努力が必要だとの思いを強くいたしました。

5. したがって、原子力行政の民主的な運営のために設置された原子力委員会として、新たな決意をもって、広く国民の皆さんや、平成8年の三県知事提言を出された福島県、新潟県及び福井県並びに核燃料サイクル施設が立地する青森県及び茨城県を始めとする立地地域の方々と、ご意見、ご要望を伺いながら、膝を交えて率直な話し合いをして参りたいと考えております。

つきましては、そのような機会を持つことに、是非ご協力をいただきたいと思います。

以上

国際熱核融合実験炉（ITER）計画の推進について

平成13年6月5日
原子力委員会決定

1．核融合は、将来のエネルギー供給に有望な選択肢を付与し得るもので、開発に長期間を要する高度な科学技術であり、基礎・基盤研究との均衡ある発展を図りつつ研究開発を効率的かつ着実に進めてきております。

具体的には、我が国における核融合の研究開発は、平成4年5月に定めた「第三段階核融合研究開発基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき、総合的に推進しています。

2．当委員会は、これまで累次にわたり、核融合会議からITER計画の推進について報告を受けてきました。また、本年5月18日には、ITER計画懇談会（以下「懇談会」という。）より、今後の我が国のITER計画への取り組みに関する検討結果の報告を受けました。

ITERは、基本計画の目標に合致したトカマク型の実験炉です。技術的な側面においては、これまで核融合会議より報告されてきた検討結果から、設定された技術目標を満たし得るものです。

これに加え、懇談会では、各界各層の有識者で構成された専門委員により、ITER計画の進め方について、将来のエネルギー供給や国際貢献をはじめ社会的、経済的側面を含めた幅広い調査審議を行い、さらに報告書のとりまとめにあたっては、報告書案に対し、国民の方々から広く意見を募集しました。

3．当委員会としては、人類の直面するエネルギー制約、その中での核融合エネルギーの意義、そしてITER計画の実現可能性等の技術的側面と、我が国の国際的役割や国家的アイデンティ、我が国社会の倫理性・公共的意識等の社会的側面とを勘案し、核融合会議及び懇談会におけるITERへの取り組みに関する検討の結果を適切なものであると判断し、今後、核融合研究開発を総合的に推進していく中で、ITER計画については、懇談会の報告書を尊重して推進していくことが適当と結論しました。

同時に、当委員会としては、懇談会が、「我が国がITER計画に主体的に参加するだけでなく、設置国になることの意義が大きいと結論した。」としていることを踏まえつつ、ITERの我が国への誘致を念頭において、当面、

(1)「サイト選定調査」を行い、我が国にサイトとなり得るところがあるかどうかを見極めること、

(2)他極の状況の把握に努めるとともに、ITER計画が我が国の利益を最大化するものとなるよう他極と協議を行うこと、

が必要と考えます。これらの経過及び結果を注意深く見守り、財源や人材の確保など懇談会報告に示された今後検討すべき事項についての関係者の検討結果や検討状況も勘案して、その上で、必要な判断を行うこととします。

4．当委員会としては、今後とも、基本計画に基づき、ITER計画に積極的に取り組みつつ、バランスのとれた総合的な核融合研究開発を推進していきます。

その際、ITER計画をはじめとする核融合研究開発の意義、進捗状況について、節目ごとに評価し、その結果を公表するとともに、安全面も含めた情報の提供を行うなど、十分な国民理解が得られるよう、透明性の高い継続的な努力を行うことが重要であると認識しています。関係者の一層の努力を求めるとともに、当委員会自らも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

我が国の原子力政策と米国との協力について

平成13年6月26日

原子力委員会

我が国の原子力の研究、開発及び利用は、1950年代半ば、平和利用を原点として開始され、以来、今日に至るまで、米国との協力を主軸として進めてきました。また、常に、米国の原子力政策の動向等について関心を持ち、必要な情報の交換に努めて参りました。

本年5月、米国ブッシュ大統領は、国家エネルギー政策を発表しました。この政策は、カリフォルニアのエネルギー危機等を背景に、省エネルギー、エネルギーインフラの強化、エネルギー供給の拡大、環境保全の加速、エネルギー安全保障の強化という5つの目標のもと様々な政策が進められようとしているものです。

原子力については、上記5つの目標のエネルギー供給の拡大に示されており、エネルギー安全保障、温室効果ガス削減の観点から重要な役割が与えられています。具体的には、

既設の発電所の稼働率の向上、新技術の採用による高出力化、発電所の新增設、高い固有の安全性を有する先進的な炉型の採用等による供給能力の向上。

核拡散しにくい平和利用を目指した先進的核燃料サイクル及び次世代原子力技術を開発するとの観点からの研究・開発・利用。

が示され、また、省エネルギー・代替可能エネルギーの中で、

将来のエネルギーの選択肢の幅を広げ、その実現可能性を高める観点から、核融合研究をはじめとする科学技術の推進。

等が示されています。

このような米国の原子力への回帰へ向けた動きについては、注視に値するものであり、我が国の原子力政策にとっても歓迎するものであります。

我が国は、原子力の研究開発利用におけるフロントランナーにふさわしい主体性のある国際協力を進めることが必要です。米国については、国際的にその役割が期待されているものと理解しています。

原子力委員会としても、今後より一層米国との原子力における協力が重要になってくるものと考えております。例えば、実用炉の高度化、先進的核燃料サイクル、革新炉の研究開発、国際熱核融合実験炉（ITER）計画などについての協力の展開が期待されます。

市民参加懇談会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1. 目的

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日原子力委員会決定)にも示されているとおり、原子力政策は、国民・社会との関係をこれまで以上に重視し、国民の信頼、立地地域との共生などを大前提として進めていかなければならない。

しかしながら、同計画決定後に、原子力を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、あらためて、国民・社会との信頼関係を再構築するための努力が強く求められている。

したがって、原子力政策の決定過程における市民参加の拡大を通じて、国民の理解をより一層促進するため、原子力委員会の下に「市民参加懇談会」を設置する。

2. 調査審議事項(活動内容)

(1) 原子力政策における市民参加の促進のための方策

原子力政策に対する国民意見の反映のあり方

原子力政策及び原子力関係者の活動に対する「外部からの評価」のあり方

原子力政策に対する提言

(2) 原子力政策に対する国民理解の促進のための方策

「対話の場」や「トピックに関する討論」など、会合のあり方

原子力に関する正確でわかりやすい情報発信・伝達のあり方

原子力に関する情報の受信・収集とその分析のあり方

緊急時における情報伝達のあり方

原子力教育・学習のあり方

3. 構成

別途定めることとする。

総合企画・評価部会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1．目的

今後、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日原子力委員会決定)(以下「長期計画」という。)を着実に具体化し推進していくためには、各分野毎の調査審議及びその間の調整に加え、原子力政策に対する評価が必要不可欠である。

したがって、各分野毎の調査審議の内容の調整を図るとともに、長期計画の内容及びその実施状況を踏まえ、原子力政策全般に対する事前・事後の評価を行うため、「総合企画・評価部会」を設置する。

2．調査審議事項

- (1) 長期計画の実施状況の把握
- (2) 原子力政策全般に対する事前・事後の評価
- (3) その他

3．構成

別途定めることとする。

研究開発専門部会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1．目的

原子力分野における研究開発は、将来のエネルギーシステムに選択肢を与えるものであり、また、様々な分野の科学技術の発展を支える手段として、人類の知的フロンティアを開拓し、新産業の創出等に貢献するものである。

したがって、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日原子力委員会決定)に沿って、原子力分野における研究開発を推進するための方策について調査審議を行うため、「研究開発専門部会」を設置する。

また、本専門部会において、原子力試験研究費の配分の基本方針の決定や、研究課題の評価等に必要の調査審議を行い、研究開発活動の効率化及び活性化を促進する。

2．調査審議事項

- (1) 革新炉(高速増殖炉を含む)に関する事項
- (2) 加速器に関する事項
- (3) 原子力試験研究費に関する事項
- (4) その他

3．構成

別途定めることとする。

放射線専門部会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1. 目的

放射線利用は、医療、工業、農業、食品、環境保全等の分野において、国民生活の向上に資するものであり、利用の推進に当たっては、放射線の生体影響や放射線防護に関する研究を推進することが重要である。「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日原子力委員会決定)においては、こうした点を踏まえて、放射線利用をエネルギー利用と並ぶ原子力開発利用の柱の一つと位置付けている。

したがって、放射線利用の推進について必要な調査審議を行うため、「放射線専門部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 放射線利用の高度化及び拡大を図るための研究開発の進め方
- (2) 放射線利用推進を図るための研究開発体制の整備の進め方
- (3) 放射線利用推進を図るための普及方策の進め方
- (4) その他

3. 構成

別途定めることとする。

原子力発電・サイクル専門部会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1．目的

エネルギーの安定供給を支える軽水炉発電体系、及び核燃料サイクル体系について、その推進に当たって必要な調査審議を行うため、「原子力発電・サイクル専門部会」を設置する。

2．調査審議事項

- (1) 軽水炉発電に関する事項
- (2) 高速増殖炉に関する事項
- (3) 核燃料サイクルに関する事項
- (4) 放射性廃棄物に関する事項
- (5) その他

3．構成

別途定めることとする。

国際関係専門部会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1．目的

原子力を取り巻く様々な国際的課題に対して、今後、主体的・戦略的な取組みを行っていくに当たって必要な調査審議を行うため、「国際関係専門部会」を設置する。

2．調査審議事項

- (1) 世界に向けた原子力平和利用の推進方策に関する事項
- (2) アジア地域及び開発途上国との協力の在り方に関する事項
- (3) その他国際的課題に関する重要事項

3．構成

別途定めることとする。

核融合専門部会の設置について

平成13年7月10日
原子力委員会決定

1．目的

未来のエネルギー選択枝の幅を広げ、その実現可能性を高める観点から進められている核融合の研究開発について、その総合的かつ効果的な推進に必要な調査審議を行うため、「核融合専門部会」を設置する。

2．調査審議事項

- (1) 核融合研究開発に関する計画の総合的な推進に関する事項
- (2) 核融合研究開発の国際協力に関する事項
- (3) その他

3．構成

別途定めることとする。

日本原燃株式会社によるMOX燃料加工工場の立地協力要請について

平成13年8月28日

原子力委員会

本日、原子力委員会は、日本原燃株式会社から、8月24日に青森県及び六ヶ所村に対して、MOX燃料加工工場の立地協力要請を行ったことについて報告を受けました。

我が国の原子力政策においては、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを基本としています。このため、我が国では核燃料サイクルの確立を目指して参りました。

今回のMOX燃料加工工場は、再処理場で回収されるプルトニウム、ウランを原料として、ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料を製造する工場であり、我が国の核燃料サイクルの根幹をなす施設で、不可欠なものです。

この点について、昨年11月、原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)では、『国内において回収されたプルトニウムを原料とするものについては、国内で加工されるのが合理的である。そこで、民間事業者には、六ヶ所再処理工場の建設、運転と歩調を合わせて国内にMOX燃料加工事業を整備することが期待される。』とされています。

今回の日本原燃株式会社から青森県及び六ヶ所村へのMOX燃料加工工場の立地協力要請は、この長期計画の趣旨に沿ったものといえます。

今後、このMOX燃料加工工場の計画が、青森県及び六ヶ所村をはじめとする地元の方々のご理解とご協力を得ながら、安全確保を大前提として、進められることを切望いたします。

原子力委員会としても、我が国の核燃料サイクル政策に対する国民や社会のご理解とご協力が得られるよう、様々な機会を通じて、努力して参ります。

日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の廃止、統合等について

平成13年12月19日

原子力委員会

当委員会は、本日、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の両法人を廃止・統合し、新たに独立行政法人を設置することとされた、との報告を受けました。

当委員会は、我が国の今後の原子力研究開発の重要性に鑑み、これまでも、特殊法人改革について注視してきましたが、今般、決定された両法人の廃止、統合等については、その具体化が今後の検討に委ねられていることから、現時点において、今後の検討に対する姿勢を明らかにすることとしました。

両法人は、原子力基本法に位置付けられた研究開発機関であり、日本原子力研究所は、基礎・基盤研究を総合的に進める一方、核燃料サイクル開発機構は、核燃料サイクル技術の実用化を目指した研究開発に取り組んできており、ともに我が国の原子力研究開発の中核機関と位置付けられております。

当然のことながら、我が国の原子力の研究開発利用の基本方針として原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（平成12年11月24日）」（以下、「長期計画」という。）を進めていく上でも、両法人は特に重要な役割を担っています。

長期計画の実施に当たって、原子力の研究開発を積極的に進めることの必要性と重要性に鑑み、両法人が統合され、新たに設置される独立行政法人は、これまで両法人が担ってきた役割を一層効果的・効率的に実施し、原子力の総合的な研究開発を推進する必要があります。

原子力の平和利用を基本として、長期計画の推進に責任を担う当委員会としては、両法人を統合し、新独立行政法人を設置するに当たって、新法人の原子力施設の安全が確保され、立地地域の理解と協力を得つつ、原子力科学技術や核燃料サイクル技術などの研究開発体制が確立されるよう、今後、関係者、関係省庁などの意見を聞きつつ、国民の視点による議論を踏まえ、新法人のあり方について、積極的に意見を述べて参ります。

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と 独立行政法人化に向けての基本的な考え方

平成14年4月2日
原子力委員会決定

日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構は、昭和30年に制定された原子力基本法にその根拠を有する組織であり、これまで累次にわたる「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下、「原子力長期計画」という。)の下で、我が国の原子力研究開発における中核的な役割を担ってきた特殊法人である。

昨年12月19日に、中央省庁等改革に続く行政改革の一環として、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、その中で、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構について、その廃止・統合及び独立行政法人化(以下「統合」という。)が決められた。

原子力委員会としては、この旨の報告を受け、統合後の新法人が、今後の我が国の原子力研究開発においても、引き続き中核的な役割を果たすことを期待する旨表明すると同時に、新法人のあり方について、積極的に意見を述べていくとの意向を明らかにした。

その後、原子力委員の間において議論を重ねるとともに、5回にわたり、原子力委員会参加から意見を聴取した上で、今般、両法人の統合に向けての基本的な考え方をとりまとめることとした。

今回の「基本的な考え方」は、特に原子力研究開発における両法人の重要性に鑑み、原子力委員会としての基本的な考え方をとりまとめたものであり、今後の関係行政機関を始めとする関係者による検討が、これに沿って行われることを強く希望するものである。

両法人の統合については、上記閣議決定により、平成16年度中に関連法案を提出することとされており、それまでの間関係者による詳細な検討が行われることとなるが、その進捗状況を踏まえながら、今後とも、適時適切かつ臨機応変に、原子力委員会としての考え方を提示することが必要であると考えており、引き続き、積極的に両法人の統合に向けて取り組んでいきたい。

1. 基本的な認識

(1) 今後、我が国が科学技術創造立国を目指していく中で、原子力科学技術の重要性は増しこそすれ、いささかも減じるものではない。また、我が国のエネルギー供給構造が依然脆弱な一方、地球温暖化問題が日々深刻化する状況の下においては、原子力の研究開発利用のより一層効果的な推進が求められているものと考えている。

したがって、まず何よりも、引き続き、我が国の原子力研究開発利用の枠組みを定めた原子力長期計画(現行計画 平成12年11月24日原子力委員会決定。同28日閣議報告)の着実な推進を図っていくことが重要であり、同計画の下で中心的な役割を担ってきた両法人が、統合後も引き続き、同計画に沿って、我が国の原子力研究開発において中心的な役割を担っていくことが是非とも必要である。

(2) 特に、統合後の新法人は、国が行うべき「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までを全て包含する、まさしく我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関と位置付けられるものである。

したがって、今回の統合が積極的な効果をもたらし、我が国の原子力研究開発の一層の発展

に資するよう、「基礎・基盤的な研究開発」や「プロジェクト型研究開発」など、各々の研究開発の性質に応じて、適切な組織構成や運営が行われることが不可欠であるが、それにとどまらず、「先進性、一体性及び総合性」を備えた研究開発機関として、その役割を果たすことが強く求められる。

なお、その際、特殊法人改革の趣旨を踏まえて、業務の重点化・効率化を併せて図っていくことが重要であることは、言うまでもない。

2. 新法人に求められるもの

(1) 横断的課題

組織運営

- ・新法人は、「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの部門から構成されることとなるが、原子力科学技術の発展と、我が国のエネルギーセキュリティの確保といった政策上の観点に立てば、まず安全確保を大前提として、全体のバランスのとれた運営が図られることが必要である。
- ・もとより両部門は、「基礎・基盤的な研究開発」では研究者の個性と自由な発想を尊重することが要請され、組織のフラット化が有益である一方、「プロジェクト型研究開発」ではプロジェクトの目的の明確化とそれに沿った研究開発の実施が必要であるなど、研究開発の性質が大きく異なるため、具体的に組織や人事、また運営管理手法を検討する際には、その点について留意することが必要である。

他方で、今般の統合を我が国の原子力研究開発の一層の発展のための重要な契機とするためには、新法人を単に両部門が併存するだけの組織とするのではなく、組織全体の活性化に努めつつ、シナジー効果の発揮される組織とすることが強く求められる。

そのためには、内部の研究開発組織を硬直化させることなく、新法人内部での交流を活発化させるなど、言わば「組織横断的なマネジメント」を追求していくことが期待される。

- ・また、併せて、両部門を含め、新法人全体の適切な運営に要する資金の確保がなされるべきであり、原子力委員会としても、関係府省を始めとする関係者とともに、これまで以上に努力していきたい。

研究評価の充実

原子力研究開発の重要性については、既に述べたとおりであるが、その重点化・効率化が重要であることも論をまたないところであり、その意味で、他の科学技術同様、新法人においても、で述べたような研究開発の性質の多様性に着目しながら、これまで以上に厳正な研究評価が行われるよう、評価制度の充実を図っていくことが必要である。

透明性の一層の向上

原子力研究開発を円滑に推進していくために、国民から幅広い支持を得るとともに、立地地域の理解と協力が不可欠であることは、あらためて言うまでもないところである。

したがって、新法人は、これまで以上に透明性の向上を図る観点から、これまで実施してきた情報公開や外部評価の一層の充実、立地地域への理解促進活動に努めることが必要である。

安全確保への貢献

今般統合される両法人については、これまでの長年にわたる研究の実施を通じて、先進的な研究開発の一部としての安全研究、安全確保のための科学的・技術的基盤の構築を含

む、安全規制・防災対策への支援につながる安全研究の両面において、相当の貢献を行ってきた。

したがって、統合後の新法人が、引き続き、客観性・透明性を堅持しつつ、こうした役割を担っていくことが、安全確保を大前提とした、我が国における原子力研究開発利用の一層の発展のためには必要不可欠である。

産学官の連携強化

- ・近年、経済のグローバル化などにより、国際的競争が激化する中、科学技術における産学官の連携の重要性は、年々高まっている。

そもそも原子力分野は、エネルギー供給にとどまらず、放射線利用なども含む、極めて広がり大きい分野であり、原子力研究開発においても、産学官の連携強化を図っていくことは、我が国の産業競争力の強化という観点からも、強く求められるところである。

このため、核燃料サイクル分野における民間への技術移転はもちろんのこと、原子力研究開発全体において産学官の連携強化を図る中で、新法人がその重要な一翼を担うことが必要である。

- ・原子力科学技術の発展には、広汎な基礎科学的基盤を有する大学との連携が不可欠であることは言うまでもないことであり、それにより、新法人における革新的な研究開発の発展が期待される。
- ・また、産学官の連携強化を図るに当たって、円滑な技術移転や研究開発成果の迅速な産業化は、人材の移動が円滑に行われるか否かに左右されるケースが多いことを踏まえ、今後の検討において、人材の流動化に配慮することが望まれる。

大学との人材育成面での連携強化

今後の原子力研究開発の発展のみならず、我が国における原子力の一層効果的な推進にとって、専門的な人材の育成は極めて重要な課題であり、統合後は我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関となる新法人に対しては、こうした面での役割も強く期待されることである。

こうした観点から、人材育成面においても、大学との連携強化が最も重要な課題の一つであり、特に近年、大学教育における施設や設備の取扱いの機会の減少が指摘されていることを踏まえ、専門的な人材の養成において、新法人の施設・設備の活用を図ることも有益であると考えられる。

国際協力・核不拡散への貢献

- ・これまで長年にわたり一貫して原子力研究開発に取り組み、いわば「原子力先進国」の地位を占める我が国としては、原子力分野における国際協力、特に今後エネルギー需要の高い伸びが見込まれるとともに、放射線利用の拡大が予想されるアジア地域において、専門的な人材の育成を含む協力を進めることが極めて重要である。

統合後は世界で屈指の規模を有する原子力研究開発機関となる新法人が、研究員の受入れ、要員教育、各種技術協力の面で、統合を契機として、より開かれた運用を図っていくことが肝要である。

- ・また、核燃料サイクルについて豊富な研究実績を有する機関として、国際的に主導的役割を発揮することが重要であることは言うまでもない。
- ・我が国は、これまで一貫して原子力を平和利用に限ることを国是としてきており、原子力研究開発を進めるに当たっても、常に平和利用を念頭に置いて実施してきたところである。

新法人についても、そうした面での蓄積を有することを踏まえ、これまで以上にプルトニウム管理等の核不拡散に対する研究開発面での貢献を行い、二国間、I A E Aを始めとする多国間ベースで、我が国が期待される国際的な付託に応えていくことが期待される。

廃棄物処理・処分方策の確立

新法人が、将来に向けて、原子力研究開発を推進していくためには、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置が、新法人の運営に過度の負担とならないことが必要不可欠である。

こうした課題については、既に関係行政機関を始めとする関係者によって検討が進められているところであるが、この解決を新法人のみに委ねることのないよう、引き続き国が責任を持って検討を行い、その方策の確立を目指していくことが必要である。

(2) 個別分野における課題

核分裂分野（核燃料サイクルを含む）

核分裂分野は、今回の統合による積極的效果が最も期待される分野であり、両法人のこれまでの研究成果を生かし、将来に向けた革新的原子力技術の研究開発などを積極的に実施していくべきである。

核燃料サイクルについては、我が国にとっての重要性に鑑み、核燃料サイクルの完結及びその高度化のため、高速増殖炉及び関連する燃料サイクル技術、軽水炉使用済燃料の再処理技術の高度化、高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術の研究開発について、現行原子力長期計画の方向性を踏まえ、引き続き積極的に実施していくべきである。

核融合分野

国際熱核融合実験炉（ITER）計画の進捗を踏まえ、我が国が果たすべき役割の中での新法人の役割を検討し、相応しい体制を構築していくべきである。

加速器分野

加速器装置自体は、様々な科学技術分野の原理原則を解明するための手段であり、また、物質の創製、構造解明などの幅広い研究分野の基盤を成す技術である。

新法人は、放射線研究の蓄積など、原子力の中核的研究開発機関としての役割を十分に認識し、加速器開発を実施している諸機関との間の役割分担を踏まえながら、我が国全体における加速器開発の総合化・効率化を図る中での重要な役割を担うことが期待される。

放射線利用分野

放射線利用分野においても、将来にわたる我が国の産業創生の一つの柱として、産業界との連携が期待されるとともに、多岐にわたる分野での利用の普及を図る上での新法人の役割を検討していく必要がある。

プルトニウム利用について

平成14年5月28日

原子力委員会

- 1．国内にエネルギー資源が乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に依存する我が国にとって、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウムを利用する核燃料サイクルの確立は、資源の有効利用の観点から極めて重要であるとともに、環境負荷の低減にも資するものである。
この旨は、我が国の原子力研究開発利用の初期から、その基本的枠組みを定めた累次の「原子力長期計画」(現行計画 平成12年1月24日原子力委員会決定)において明らかにされてきたところである。
- 2．同時に、我が国は、これまで首尾一貫して、原子力の研究、開発及び利用は、厳に平和の目的に限って行うことを基本的な方針としてきており、これは「原子力基本法」において明らかにされているとおりである。
とりわけプルトニウム利用については、平和利用原則を厳重に確保することはもちろん、加えて国内外の理解と信頼を得るべく、様々な努力を積み重ねてきている。
現行「原子力長期計画」においても、「有数の原子力発電国であって非核兵器国である我が国は、プルトニウム利用政策について、その必要性、安全性、経済的側面についての情報を明確に発信するとともに、我が国のプルトニウムの利用については、利用目的のない余剰プルトニウムは持たないという原則を踏まえて、透明性を一層向上させる具体的な施策を検討し、実施していくことが重要である。」としている。
- 3．具体的には、従来から、「核兵器の不拡散に関する条約」(NPT)を締結し、「国際原子力機関」(IAEA)によるフルスコープの保障措置、すなわち査察の下、核物質や施設の厳格な管理を実施するとともに、率先して「日・IAEA保障措置協定追加議定書」を締結している。
また、我が国の核燃料サイクル政策の必要性の説明や、プルトニウムに関する情報公開に努めてきている。
- 4．さらに、今後は、平成17年に予定されている我が国初の商業規模の再処理工場の運転に向けて、引き続き厳格な保障措置の下で管理を行うことに加え、より一層の透明性の向上を図ることが必要であると考えられる。
原子力委員会としては、プルトニウム利用計画を明らかにした上で、再処理を実施していくことが必要であると考えている。
- 5．我が国の原子力政策にとって、平和利用は絶対的な大原則であり、その確保は原子力委員会の最も重要な任務の一つである。したがって、原子力委員会としては、プルトニウム利用について、引き続き、責任をもって取り組んでいくこととする。

核燃料サイクルの推進について

平成14年9月19日
原子力委員会メッセージ

- 1．原子力委員会は、21世紀の展望を踏まえて策定した原子力長期計画にも示しておりますとおり、我が国はエネルギー資源の大半を海外に依存しており、エネルギー供給構造の脆弱さ、地球環境問題への対応の必要性等を踏まえ、原子力発電を基幹電源と位置付け、なかならずプルサーマルをはじめとする核燃料サイクルを国内で実用化することが必要であると考えております。
- 2．本年8月の東京電力の原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正等につきましては、現段階で全てが解明されているわけではありませんが、原子力発電に対する国民の信頼を揺るがし、今後の核燃料サイクルの円滑な展開に少なからぬ影響を及ぼしていることは誠に遺憾であります。
- 3．原子力委員会といたしましては、原子力安全委員会及び関係する機関と連携しつつ、国民の皆さまや立地地域をはじめとする各地域の方々と常に接し、様々なご意見を広くお聴きし、今後の施策に反映していく努力を行い、原子力に対する国民の信頼回復への努力を傾注いたして参ります。
- 4．特に、プルサーマルをはじめとする核燃料サイクル政策の全体像に関しましては、国民の皆さまの十分な信頼と理解を得るために、原子力委員会として、さらにわかりやすい説明を行って参ります。また、今回の問題を契機とする様々な課題について、どのような対策を採るべきか検討を進めます。

北朝鮮の核開発について（緊急声明）

平成14年10月22日

原子力委員会

- 1．16日米国国務省の発表によれば、北朝鮮が、平成6年（1994年）の米朝間の「合意された枠組み」への署名後も、核兵器開発を目的としたウラン濃縮計画を有していたとのことである。このことは、核兵器の究極的廃絶を強く願ってやまない我が国国民の思いに逆行するものであり、極めて遺憾である。
- 2．原子力委員会は、原子力の平和利用を旨とし、その研究開発利用を円滑に進めると同時に、国際的にも核不拡散体制が維持・強化されることが重要であると考えている。
- 3．当委員会は、この考え方にに基づき、これまでも、「核兵器の不拡散に関する条約」の無期限延長や、「包括的核実験禁止条約」の批准の際や、インド・パキスタンによる核実験の際など、折に触れ、原子力の平和利用の重要性を訴えてきた。
- 4．北朝鮮の核開発は、国際社会の基本的な合意である「核兵器の不拡散に関する条約」及び関係する国際約束に反するものであり、当委員会としては、北朝鮮が速やかにIAEAによる査察を受け入れ、早急に核開発を停止することを強く求める。また、我が国政府が、本件に関し適切な方策を講じることを要請する。

高速増殖炉サイクル技術の研究開発についてのメッセージ

平成14年12月17日

原子力委員会

1. 高速増殖炉サイクル技術は、原子力委員会が平成12年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)等において、ウランの利用効率を飛躍的に高めることができ、高レベル放射性廃棄物中に長期に残留する放射能を少なくする可能性を有していることから、将来の非化石エネルギー源としての有力な技術的選択肢と位置付け、着実にその開発に取り組むことが重要であるとしています。
2. 平成7年のナトリウム漏えい事故以来運転を停止している高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成9年に設置した「高速増殖炉懇談会」等において、あらためてその意義、役割を検討してまいりました。この結果を踏まえ、「もんじゅ」は、「長期計画」において、我が国における高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核として位置付け、早期の運転再開を目指すこととしました。
3. 「もんじゅ」については、ナトリウム漏えい事故の再発防止対策等に必要な改造工事を行うための原子炉設置変更許可申請に係る諮問が、本年5月に経済産業大臣から原子力委員会及び原子力安全委員会に対して行われ、原子力委員会では、原子炉等規制法に基づく審議を行い、本日の答申に至りました。
4. 今後、「もんじゅ」は、安全確保を大前提とし、立地地域を始めとする社会の理解を広く得つつ、一日も早く運転を再開し、併せてMOX燃料製造など、高速増殖炉サイクル技術の研究開発を進めることが重要であり、関係者の一層の努力を希望します。
また、高速増殖炉サイクル技術は、我が国の核燃料サイクル政策の不可欠な要素であり、原子力委員会も高速増殖炉サイクルの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と 独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針

平成14年12月17日
原子力委員会

原子力委員会は、原子力研究開発における日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の重要性に鑑みて、本年4月2日に、原子力委員会決定「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)をとりまとめた。この「基本的な考え方」において、原子力委員会は、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、新法人においては業務の重点化・効率化が図られるべきであるが、同時に、

新法人が引き続き、原子力長期計画(現行計画は、平成12年11月24日原子力委員会決定、同28日閣議報告)に沿って、我が国の原子力研究開発において中心的役割を担うこと。

我が国の中核的な原子力研究開発機関として、各々の研究開発の性質に応じた適切な組織構成を行うこと。

が必要であるが、これにとどまらず、

「先進性、一体性及び総合性」を備えた機関として役割を果たしていくこと。

という方向性を示した。

この「基本的な考え方」を踏まえて、現在、文部科学省をはじめとする関係機関において新法人設立に向けた具体的検討が進められているところであるが、さらにこのたび、原子力委員会は、「基本的な考え方」に示した「個別的分野」をより具体化し、各個別分野における新法人の果たすべき役割と重点化に向けての方針を示し、併せて、新法人と原子力委員会との関係等について基本的考え方を示すこととした。

なお、「基本的な考え方」において、横断的事項について、組織運営、研究評価の充実、透明性の一層の向上、安全確保への貢献、産学官の連携強化、大学との人材育成面での連携強化、国際協力・核不拡散への貢献、廃棄物処理・処分方策の確立等の観点から、新法人に求められる事項を示したが、原子力委員会は、これら横断的事項については、今後さらに議論を深め、方針を示していくこととする。

1. 個別分野の事業の方向性(新法人の役割と重点化の考え方)

原子力委員会は、「基本的な考え方」において、各個別分野の課題と新法人への期待を示したが、本方針では、新法人の役割をさらに明確化し、その役割に応じて個別分野の事業において重点化すべき方向性を示した。

方針の検討にあたっては、新法人が、原子力長期計画に沿って、我が国の原子力研究開発において中心的な役割を担っていくという大前提のもとで、

新法人が、原子力の研究開発において、国が行うべき「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの全てを包含する研究開発を担っており、また、その規模においても他に類をみない大きな規模をもっているところから、新法人の機能が、他の研究機関によって代替できるかどうか否かという観点から、

原子力政策における優先性及び関係機関の研究開発上の位置付けを勘案して、新法人がそれぞれの個別分野における果たすべき主な役割について、主導的立場、一翼を担う立場、支援的立場という性格付けを行った。

本方針に示した各個別分野の方向性に基づき、各分野の個別事業毎に具体的検討が行われ、業務の最大限の重点化・効率化が図られることを期待する。

(1) 核分裂分野（核燃料サイクルを含む）

原子力発電は我が国のエネルギーの自給率向上及び安定供給並びに環境適合性向上に貢献し、核燃料サイクル技術はこれらの特性を一層向上させるものである。さらに、核燃料サイクル技術は社会の様々な活動やその発展を支える科学技術であるにとどまらず、他の科学技術分野の発展へ波及効果を及ぼすものである。核分裂分野の研究開発が我が国のエネルギーセキュリティや科学技術の発展に及ぼす影響をもつという重要性に鑑みて、核分裂分野の研究開発は、国民や社会の期待を踏まえた上で着実に実施していくことが必要である。

核分裂分野の研究開発については、両法人がそれぞれこれまでに担ってきた役割を鑑み、また、新法人が有する規模・能力からみて、新法人は、基礎・基盤から実用化までを幅広く扱う、我が国において主導的な立場に立つ研究開発機関としての役割を担うべきであることは言うまでもない。

特に、核燃料サイクルの実用化を目指したプロジェクト型研究開発に関しては、新法人は、国内唯一の研究開発組織として、主導的な立場で研究開発に取り組むことが期待される。

重点化にあたっては、核燃料サイクル技術を取り巻く諸情勢を勘案しながら、本分野における両法人のこれまでの研究成果をその研究目的・目標に照らして評価を行い、事業の整理・合理化を行うとともに、その際には、重要プロジェクトの目標の明確化、資源重点配分などにより、研究開発への取り組みを一層メリハリのついたものにしていくことが期待される。

既に実用化の段階を迎えている軽水炉発電については、これまで通り、民間による技術開発の継続が基本である。新法人において実施すべき核燃料サイクル技術、高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術、並びに、高速増殖炉及びこれに関連する燃料サイクル技術については、将来において実用化を確実に達成するために、各事業のユーザーやメーカーと連携し、達成すべき時期や成果などについて適切な目標を設定し、目標を踏まえた新法人とユーザー等の明確な役割分担の下、事業の効率化・重点化を行うべきである。なお、ユーザーへのスムーズな技術移転を可能とするよう、体制面を含めた配慮が必要である。

また、革新的な原子力システムについては、我が国のエネルギーセキュリティの観点からは、重要な役割を担うものであり、高い経済性と安全性あるいは熱利用等の多様なエネルギー供給可能性など、社会の需要に見合った特徴を持つシステムへの期待があるものと考えられる。同時に、原子力産業の活性化によって技術基盤の維持、新産業の創出による経済社会への貢献及び、これらを通じた社会受容性の向上などの社会的な目標が達成されることが期待される。これら革新的原子力システムの研究開発については、将来の実用化を見据えて、研究開発の内容の適切な評価と絞り込みなど、取り組みのあり方を検討し、より一層の効率的な取り組みがなされることが期待される。

核分裂分野の研究開発は、上記のとおり、経済社会の需要、そして国民の期待に応えるものであることが重要であり、これら研究開発は、目標の明確化とその達成状況等の厳正な評価を定期的実施しつつ、進めることが必要である。また、核分裂分野に関連する「基礎・基盤的な研究開発」との均衡ある発展に留意し、その成果を十分に活用しつつ効率的に進めることが重要である。なお、「基礎・基盤的な研究開発」については、大学など他機関との連携を密にし、それぞれの有する人材や保有設備の内容、予算規模等に照らして新法人が分担すべき役割を明確にして、取り組んでいくべきである。

なお、これまで両法人は、長年の研究開発を通じて、先進的な研究開発の一部としての安全研究や、安全確保のための科学的・技術的基盤の構築を含む、安全規制・防災対策への支援に

つながる科学的・技術的な安全研究の両面において貢献を行ってきているが、統合後の新法人も、引き続き、客観性・透明性を堅持しつつ、こうした役割を担っていくことが必要不可欠であることは、「基本的な考え方」で示したとおりである。

(2) 核融合

核融合分野は、「第三段階核融合研究開発基本計画」に基づき、自己点火条件達成等の主要目的達成の中核を担うものとしてトカマク型実験炉を研究開発するとともに、今後の研究開発成果によっては、トカマク型を上回る閉じ込めを実現する可能性を有するトカマク型以外の装置の研究開発を進めることとしている。

同計画において、日本原子力研究所は、トカマク型実験炉を担当するとともに、大学や核融合科学研究所などの関係機関と協力して、その他の装置についても研究開発を進めることとされているが、新法人においても、本分野の長期的な研究開発を総合的に推進すべく、関係機関と連携しつつ、主導的な立場で研究開発に取り組んでいくことを期待する。

他方で、本分野の研究開発の実施にあたっては、第三段階核融合研究開発の主要目標達成の中核を担うトカマク型実験炉として位置付けられており国際協力により進められている、国際熱核融合実験炉（ITER）計画の政府間協議の進捗を踏まえることが必要である。

すなわち、ITER計画の実施は、後の我が国の核融合研究開発のあり方に大きな影響を与えるものであり、ITER計画が実施の運びとなった場合、それを踏まえて我が国の将来の核融合研究開発計画を検討する必要がある。

特に、ITERが我が国に誘致される場合には、人材・資金を結集し、新たな体制を構築することも含めて、今後、原子力委員会核融合専門部会での審議を踏まえ、研究開発体制及び各関係機関の役割について検討を実施し、ITER計画における我が国の立場に相応しい体制を構築していくこととする。

(3) 加速器・レーザー

加速器やレーザーに係わる技術は、物質の創製・構造解明などの幅広い研究分野の基盤を成す技術であり、高エネルギー加速器研究機構、理化学研究所、大学など諸機関で研究開発が進められている。

新法人は、これら諸機関の取り組みを考慮しつつ自らの役割を明確化することが必要であり、中性子科学研究をはじめとした、新法人自らの研究開発の目標により加速器やレーザーを手段として開発する場合においても、国内他機関との適切な協力体制を構築するべきである。しかしながら、その際、他機関では持ち得ない原子力の総合的な研究開発機関としての役割に留意が必要である。

現に有する大型施設については、上記の考え方を踏まえながら、原子力委員会研究開発専門部会で検討していく様々な各研究開発分野の手段として用いる加速器の、国としての開発・整備方針との整合を図り、自らが大型加速器施設を保有する必要性を再評価すべきである。

加速器やレーザーを利用した放射線利用研究開発やこれに関連する基礎・基盤的な研究開発については、その内容を評価し、新法人が中核となって実施することがふさわしい課題を抽出していくことが必要である。

(4) 放射線利用

放射線利用分野は、将来にわたる我が国の産業創生の一つの柱として大きな将来が展望でき

る分野であり、その推進は重要であるが、大学、放射線医学総合研究所、理化学研究所、民間医療機関、農業研究機関など様々な関係機関において、多岐にわたる研究開発に取り組まれている。

新法人は、それら関係機関の研究開発活動を、高度な専門知識により支援する役割を担うべきであり、新産業創生を目指す個々の研究開発ニーズに応じた装置利用・実験技術の開発を行うとともに、シーズを育むための基礎・基盤的な研究など、個々の活動を支える研究開発について、各々のグループと協力あるいは分担して取り組むことが望ましい。その内容として、例えば、現有する大型設備を用いた新産業創生のプロセス技術の研究開発といったことが考えられるが、これらの研究開発を実施する際は、関係機関と目標とする成果の全体像を構築した上で取り組んでいくことが必要である。

本方針においては、「基礎・基盤的な研究開発」及び「安全研究」に関し、特に項目を起こして方針を述べてはいない。しかし、「基礎・基盤的な研究開発」及び「安全研究」は、原子力研究開発のすべてを支える横断的、共通的な課題として極めて重要である。我が国の原子力研究開発の一層の発展には、安全の確保が大前提であり、これに対する両法人のこれまでの貢献がさらに深められるとともに、原子力研究開発について長期的な視点に立った、基礎・基盤的な研究開発が不可欠であることから、「安全研究」及び「基礎・基盤的な研究開発」は、1.に示す個別分野の全てに共通するものであり、また、相互に関連するものである。

新法人はこれらの課題について、その能力を最大限に活用して取り組むべきであり、これらについては、関係者間において、さらに具体的な検討が行われることを期待する。

2. 新法人の運営等について

(1) 新法人の運営の仕組み

新法人の運営の仕組みについては、「基本的な考え方」において、新法人に求められる、バランスの取れた運営、研究評価充実、透明性向上など、必要な要件を提示したが、今後、関係者間で具体的検討が行われることを期待する。

新法人は、各分野の研究開発及び廃棄物処理・処分方策などについて、「基本的な考え方」で示した内容を備えた仕組みを構築することにより、組織を一体化し、更にシナジー効果を発揮しつつ、研究開発に創造的かつ積極的に取り組んでいくことが期待される。

(2) 原子力委員会との関係

新法人は独立行政法人の趣旨に則り、自己責任のもとで自らの役割に相応しい取り組みを行っていくことが基本である。一方、原子力委員会は、原子力基本法（昭和30年12月19日制定）において、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、その設置が定められている組織である。また、同基本法には、原子力の開発機関として、現行の両法人の設置が定められている。

原子力委員会は、同基本法に定める、原子力の平和利用・安全の確保並びに民主・自主・公開の原則を遵守する観点から、新法人に適切に関与していくことが必要不可欠と考える。

また、新法人は、原子力長期計画に沿って、我が国の原子力研究開発を推進する中核的研究機関となるが、その取り組みの多くは、長期的かつ多額の経費を必要とすることに加え、技術の先端性と内包する高度の専門・技術性を有している。原子力委員会は、新法人の活動が原子力長期計画に沿って行われていることを担保するのみならず、日々進展する国内外の原子力研究開発に関する政策面、技術面における動向等を踏まえ、高度な判断を行うことが求められており、その観点から、原子力委員会は新法人の研究開発の方向について今後も継続して必要な

関与を行っていくべきと考える。

具体的には、主務大臣による新法人の中期目標の策定に先立って、原子力委員会が、その内容に含むべき目標等を提示するといった関与を行うことを検討する。また、主務大臣による中期計画の認可の際、あるいは、業務の実績の評価に際して、原子力委員会から提示した目標等との整合などの観点から関与することを検討する。また、政策面、技術面における新しい観点から、中期計画期間中に研究開発上の対応が求められるときは、原子力委員会が適切な提言を行い反映させるような仕組みも検討すべきである。

また、原子力委員会は、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積もり及び配分計画を企画・審議及び決定することになっているが、独立行政法人は中期計画において予算を定めて政府から交付を受けるため、原子力委員会において、独立行政法人を含めた原子力関係経費の見積もり及び配分計画のあり方を検討する必要がある。

新法人と原子力委員会の関係については、今後、関係者間で上記を踏まえた検討が行われ、具体的内容が明らかにされることを期待する。

今後の進め方について

横断的事項について議論を深め、方針を示していくことは既に述べたとおりであるが、原子力委員会では、今後、法人統合についての議論を深め、必要に応じて方針として示すなどの対応を行っていくこととする。

以上

北朝鮮の核兵器の不拡散に関する条約（NPT）からの
脱退声明について（緊急声明）

平成15年1月10日
原子力委員会

- 1．本日、北朝鮮が、「核兵器の不拡散に関する条約（NPT）」からの脱退声明を出した。このことは、世界の原子力の平和利用を脅かすものであるとともに、核兵器の究極的廃絶を強く願ってやまない我が国国民の思いに逆行するものであり、遺憾の意を改めて強く表明したい。
- 2．原子力委員会は、原子力の平和利用を旨とし、その研究開発利用を円滑に進めると同時に、国際的にも核不拡散体制が維持・強化されることが重要であると考えている。当委員会は、この考え方に基づき、北朝鮮の核開発について、平成14年10月に核兵器開発を目的としたウラン濃縮計画への懸念を示すなど、折に触れ、原子力の平和利用の重要性を訴えてきた。
- 3．国際的な核不拡散体制の基本となるNPTからの北朝鮮の脱退声明は、国際社会の基本的な合意を損なうものであり、当委員会としては、北朝鮮がNPTからの脱退を撤回することを強く求める。また、我が国政府が、本件に関し適切な方策を講じることを要請する。

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と 独立行政法人化に向けての横断的事項に関する方針

平成15年5月20日
原子力委員会

原子力委員会は、原子力研究開発における日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の重要性に鑑みて、昨年4月2日に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)を、昨年12月17日に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針」(以下「個別的分野の方針」という。)をとりまとめた。

この「基本的な考え方」及び「個別的分野の方針」を踏まえて、現在、文部科学省をはじめとする関係機関において新法人設立に向けた具体的検討が進められているところであり、原子力長期計画に基づく役割を踏まえた事業の重点化等について具体化がなされることを期待する。

一方、「基本的な考え方」に示した「横断的事項」(組織運営、研究評価の充実、透明性の一層の向上、安全確保への貢献、産学官の連携強化、大学との人材育成面での連携強化、国際協力・核不拡散への貢献、廃棄物処理・処分方策の確立等)については、「個別的分野の方針」をとりまとめた際に、さらに議論を深めて方針を示すこととしていたが、このたび、有識者との意見交換などを行い、内容をより具体化し、その方針を示すこととした。

新法人は、従来より引き続き、原子力長期計画に沿って、我が国の原子力研究開発の中心的役割を担うものである。また、その廃止・統合においては、従来の設置法に囚われることなく、改めて、原子力長期計画に沿った自らの行うべき事業、保有すべき機能に立ちかえり、事業の重点化を行いつつ、事業内容に応じた適切な組織構成・運営の仕組みを有する原子力研究開発機関となることが求められる。新法人は、「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの幅広い研究開発を実施することとなる。その際、各々の研究開発の性質に応じて、適切な組織構成や運営が行われることが不可欠であるが、それにとどまらず、統合によるシナジー効果の発揮を目指し、我が国の原子力研究開発の一層の発展に資するよう、「先進性、一体性及び総合性」を備えた研究開発機関としての運営が行われることを切に求める。

横断的事項の方向性

(1) 組織運営

新法人では「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの幅広い範囲を包含する総合的な原子力研究開発が行われるため、資金、人材等の資源配分に当たっては、それぞれの研究開発の内容に応じた全体のバランスのとれた運営が行われるとともに、より一層の組織全体の活性化に努めつつ、明確な経営方針と経営者の強力なリーダーシップの下、研究所・事業所横断的な運営が可能となる責任体制の構築が必要である。

新法人は、その組織運営においては安全確保が大前提であり、

教育・訓練の徹底等による運転管理体制の強化

事故教訓の学習と反映等による安全確保の基盤整備

日常の安全確保対策を通じた事故の未然防止及び事故が起こった場合に備えた事前の対応策の確立等による危機管理体制の確立

等による安全確保対策が図られるべきである。

(2) 研究評価の充実

新法人が行う研究開発の性質の多様性に着目しながら、これまで以上に厳正な研究評価が行われるよう、評価制度の充実を図っていくことが必要である。その際、特に、「基礎・基盤的な研究開発」については、プロジェクト化に際し、厳正な研究評価、実用化の見込み等の評価が行われることが必要である。

また、研究者のオリジナルなアイデアや成果を大切にすることが、研究の推進力となり、研究成果の質の向上が期待できる

(3) 透明性の一層の向上

新法人が、国民から幅広い支持を得るとともに、立地地域の理解と協力が得られるよう、これまで以上に透明性の向上を図る観点から、地元をはじめ国民に対して、これまでに実施してきた情報公開や外部評価の一層の充実、立地地域への広聴・広報活動など理解促進活動に努めることが必要である。

その際、事業目標や研究成果等の活動状況についてわかりやすく積極的に公表することが必要である。

(4) 安全確保への貢献

先進的な研究開発の一環としての安全研究、安全確保のための科学的・技術的基盤の構築を含む、安全規制・防災対策への支援につながる安全研究の両面において、引き続き、客観性・透明性を堅持しつつ、新法人がこうした役割を担っていくことが、安全確保を大前提とした、我が国における原子力研究開発の一層の発展のためには必要不可欠である。

(5) 産学官の連携強化

原子力分野は、エネルギー供給にとどまらず、放射線利用なども含む、極めて広がり大きい分野であり、原子力研究開発において、産学官の連携強化を図っていくことは、原子力分野はもとより、その他の分野の産業競争力の強化という観点からも重要であり、新法人がその重要な一翼を担うことが必要である。

原子力科学技術の発展には、広範な基礎科学的基盤を有する大学との連携が不可欠であり、新法人と大学のそれぞれの研究開発目標をより効率的に達成すべく、交流を一層活発にしていけることが重要である。

産学官の連携強化を図るに当たって、円滑な技術移転や研究開発成果の迅速な産業化を図るため、技術移転先が特定される技術については、関係者間で技術移転についての考え方を整理し、新法人は、産業界の事業の進展の程度に応じ、その要請を考慮しつつ自らの役割を明確化し、関係者の一体となった取り組みを行うことが重要である。また、今後の研究開発の進捗を踏まえた上で産業化について検討されるものについては、ニーズの把握、マーケット開発を念頭においた取り組みが不可欠であり、これに対応した組織運営が必要となる。

以上のような産学官の連携強化にあわせて研究開発に必要な資金の多様化に努めていくことも重要である。

(6) 大学との人材育成面での連携強化

原子力分野においては、これまでの大学における原子力学科・大学院に加え、原子力施設立地地域の特性を活かし、地域密着型の大学院を設置する動きが新たにある。新法人はこれら大学との人材育成面での連携強化を図ることが重要であり、円滑な相互協力がなされるよう組織運営上の配慮がなされるべきである。

また、大学教育における放射性物質を取り扱う施設（ホット施設）や設備の取扱いの機会の

減少が指摘されていることを踏まえ、新法人の研究施設や設備を学生の教育や研究に利用できるよう、施設の共同利用が重要である。その際、新法人は、施設等の提供にとどまらず、必要に応じて大学との共同研究を行う形態が望まれる。

(7) 国際協力・核不拡散への貢献

新法人が行う国際協力は、厳に平和利用に限ることを前提に、

我が国と諸外国の双方の原子力開発利用の発展に貢献する原子力平和利用の高度化

核不拡散体制の強化への貢献としての国際協力

これまで我が国が蓄積してきた知見を基に、原子力利用を進めつつあるアジアその他の

地域あるいは国際機関における技術面、人材育成面での協力を

を主体的、主導的に進めることが重要である。

また、国際協力の成果について厳正な評価が行われるよう、その仕組みの検討が必要である。

(8) 廃棄物処理・処分方策の確立

新法人が、将来に向けて、立地地域をはじめ国民の理解を得て、原子力研究開発を推進していくためには、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置を着実に進めることが必要であり、重要な課題と認識する必要がある。

そのため、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置を行うことが、新法人全体の経営に及ぼす影響について検討し、必要な資金等について見通しを得る必要がある。その際、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置に必要な資金を計画的に確保するとの観点から、将来に向けた積み立ての要否等に関する検討を行うべきである。

また、放射性廃棄物の処理・処分方策については、発生者である新法人が責任を有すると考えるが、国においては、新法人が円滑に事業を実施するための環境整備について引き続き検討を行い、その方策の確立を目指していくことが必要である。

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合する
独立行政法人への原子力委員会の関与について

平成15年5月20日
原子力委員会

原子力委員会と日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合する独立行政法人（以下「新法人」という。）の関係については、既に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針（平成14年12月17日原子力委員会）」において、原子力委員会は新法人の研究開発の方向について今後も継続して必要な関与を行っていくべきとの考えを示したところである。

原子力委員会は、原子力基本法等に基づき、新法人の業務に関して引き続き所要の調整を行い、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて主務大臣に勧告することが出来るが、以下の原子力委員会の関与について検討し明らかにする必要がある。

主務大臣による新法人の中期目標の策定に当たっては、原子力委員会の定める原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画に基づくこと。

主務大臣による新法人の中期目標の策定、中期計画の認可等に当たっては、原子力委員会が企画、審議し、決定する国の原子力政策に基づいているかとの観点から、あらかじめ原子力委員会の意見を聴くこと。

主務大臣による新法人の理事長及び監事の任命・解任への原子力委員会の関与。

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について

平成15年8月5日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法に則り、厳に平和の目的に限り行われてきた。今般プルトニウム利用を進めるにあたり、原子力委員会は、平和利用に係る透明性向上の観点から下記の基本的考え方を示すこととする。

記

1. プルトニウムの平和利用に対する考え方

我が国は核兵器の不拡散に関する条約（NPT）を批准し、それに基づく厳格な保障措置制度の適用を受けることにより、プルトニウムの平和利用に対する国際的な担保がなされている。しかしながら、プルトニウムという機微物質の利用に対する国内的及び国際的な懸念を生じさせないためには、プルトニウムの利用の透明性向上を図ることにより国内外の理解を得ることが重要である。そのため、原子力委員会としては、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を示すとともに、毎年プルトニウム管理状況を公表するなど関係者がプルトニウム平和利用に係る積極的な情報発信を進めるべきであるとの方針を示してきたところである。

我が国初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理工場については、現在建設が最終段階に達しており、アクティブ試験の段階から使用済燃料からのプルトニウムの分離、回収が開始されることとなる。

六ヶ所再処理工場の操業に伴い、今後は相当量のプルトニウムが分離、回収されることとなるため、原子力委員会としては、当該プルトニウムの利用目的を明確に示すことにより、利用のより一層の透明性の向上を図ることが必要であると考ええる。

2. プルトニウムの利用目的の明確化のための措置

プルトニウムの利用目的を明確に示すため、原子力委員会は、以下の基本的考え方を満たす措置を実施することが必要であると考ええる。この措置により明らかにされた利用目的の妥当性については、原子力委員会において確認していくこととする。

プルトニウム利用計画の公表

電気事業者は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を毎年度プルトニウムを分離する前に公表することとする。利用目的は、利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の目途を含むものとする。ただし、透明性を確保する観点から進捗に従って順次、利用目的の内容をより詳細なものとして示すものとする。

利用計画の変更

プルトニウム利用計画が国内外に対する透明性の向上のための手段として実効性を有するためには、最新の状況をふまえた利用計画とすることが必要である。そのため、電気事業者のプルサーマル計画の進捗状況、日本原燃の再処理工場等の稼働状況等により利用計画への影響が懸念される場合には、電気事業者及び日本原燃は、取るべき措置についての検討を行い、必要があれば利用計画の見直しを行うこととする。

3．海外で保管されるプルトニウム及び研究開発に利用されるプルトニウムについて

海外で保管されているプルトニウムは、プルサーマルに使用されるものについては、海外でMOX燃料に加工された上で我が国に持ち込まれることとなる。そのため、その利用について平和利用の面から懸念が示されることはないと考えられるが、透明性の一層の向上の観点から、燃料加工される段階において国内のプルトニウムに準じた措置を行うものとする。

核燃料サイクル開発機構東海再処理施設において分離、回収されるプルトニウムについては、核燃料サイクル開発機構など国の研究機関において保管され、また研究開発等に利用されているが、これら研究開発に利用されるプルトニウムについても、研究開発が有する情勢の変化によって機動的に対応することが求められるという性格に配慮しつつ、利用の透明性向上が図られるよう、核燃料サイクル開発機構など国の研究機関は、商業用のプルトニウムに準じた措置を行うものとする。

六ヶ所再処理工場の竣工時期等の変更についてのメッセージ

平成15年9月30日

原子力委員会

- 1．原子力委員会は、去る22日、日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ・貯蔵施設におけるプール水漏えい等に係る補修、及びウラン試験を安全かつ円滑に実施するために必要な品質保証体制の点検を実施するための竣工時期等の変更に関して、日本原燃（株）及び電気事業連合会から報告を受けました。
- 2．平成11年5月の六ヶ所再処理工場の竣工時期等の変更の際に、原子力委員会は、日本原燃（株）による工程管理の充実・強化などの取組が確実に行われることが重要であるとの見解を示してきたところです。しかしながら、プールにおける不適切な施工が見逃されたことにより竣工時期の再度の変更に至ったという事態を、原子力委員会は遺憾なことと考えるとともに、再処理施設の安全に万全を期することが前提との認識の下、今回の変更は必要なものと考えます。
- 3．日本原燃（株）は、使用済燃料受入れ・貯蔵施設におけるプール水の漏えい等の問題がなぜ起きたのか、背景となる品質保証活動の状況を含めて原因を究明し、二度と起きないように対策を講じることが必要です。その過程については、適宜適切に原子力委員会への報告を求めます。また、六ヶ所再処理工場は、最初の実用規模の施設として新しい科学技術を導入するものであるため、今後のウラン試験、アクティブ試験の段階の間に問題点を徹底的に摘出する努力を行うことが必要です。
- 4．脆弱なエネルギー供給構造を有する我が国にとって、核燃料サイクルの確立は重要な基本政策であり、中でも六ヶ所再処理工場は軽水炉サイクルの中核的な施設です。日本原燃（株）は、地元の理解を得ながら安全を最優先に操業に向けた準備を着実に進めるとともに、我が国の原子力政策における自らの事業の重要性を改めて認識した上で、使命感と責任を持って進めることを要請します。原子力委員会としても、国民との広聴活動を通して理解を深める努力を続けていきます。
- 5．プルサーマルについては、海外で再処理されたプルトニウムも利用することから、電気事業者は、六ヶ所再処理工場の竣工時期の変更に影響を受けることなく、地元の理解を得ながらプルサーマル計画を着実に進めていくことを期待します。